

平成29年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成29年9月5日（火曜日）

議事日程 第1号

平成29年9月5日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 4号 平成28年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 5号 平成28年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成28年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 8号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第36号 平成28年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について
- 日程第21 議案第38号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第39号 玉村町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第40号 玉村町手数料条例の一部改正について
- 日程第24 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 27 議案第 44 号 平成 29 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 28 議案第 45 号 平成 29 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 29 議案第 46 号 財産の取得について
日程第 30 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原正人君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	石関清貴君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

平成29年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、平成29年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は私どもにとりましては任期の最後を飾る定例会であると同時に、決算議会とも言うべき、平成28年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。私たち議会が議決した平成28年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。

また、条例の制定や改正、あるいは平成29年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には8名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

私ども議員にとりまして、任期の締めくくりとして意義深い議会となりますよう、議員並びに町長を初め執行各位には体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番柳沢浩一議員、12番浅見武志議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月29日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） 平成29年玉村町議会第3回定例会の議会運営委員長報告をいたします。

平成29年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月29日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月14日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成28年度決算に関する報告5件及び認定8件並びに条例の新規制定や一部改正、平成29年度補正予算に関する議案等11件の計24議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、陳情の付託を行います。その後、町長より報告第4号から報告第6号までの3件についての一括報告があります。続いて、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第7号及び報告第8号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。次に、議案第36号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第37号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第38号及び議案第39号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第40号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第41号から議案第43号までの3議案について一括提案説明があります。続いて、議案第44号及び議案第45号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、議案第46号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は6人です。本会議終了後、

決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会を開催します。

日程4日目は、文教福祉常任委員会を開催します。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目及び日程8日目は、決算特別委員会を開催いたします。

日程9日目は、事務整理のため休会とします。

日程10日目は最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より議会全員協議会を開催します。その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された議案第37号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第41号から議案第43号までの3議案について、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの8議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成29年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月14日までの10日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月14日までの10日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、所管事務調査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成29年7月11日から29年7月12日、2日です。視察地としましては、山梨県の都留市、もう一つが神奈川県伊勢原のアグリメディア伊勢原です。調査の事項としましては、都留市

が「生涯活躍のまち・つる」と、次にアグリメディア伊勢原は交流人口呼び込み施策ということで、出席委員は私に、備前島久仁子、齊藤嘉和、川端宏和、石川眞男、それに議長の高橋茂樹ということです。随行者としましては、議会事務局から田村進ということです。対応者は、都留市議会の副議長、そして事務局長ということで、あと企画課のつる創生推進室長、つる創生推進係長という2人で大体行いました。

調査については、都留市は山梨県の東部に位置し、周囲を1,000メートル前後の山に囲まれた豊かな緑と清らかな水あふれる自然豊かな都市であります。特徴としましては、夢の交通機関リニアモーターカーの実験の拠点があるところです。人口は約3万2,000人でございまして、玉村町よりも小さいです。小さくても市です。そして、都留市には都留文科大学等の大学がありまして、人口の1割以上は学生で、学生の人口を含めての3万2,000人でございます。

そんな中で、まず特徴としましては、東京に近いということと観光地を持っているということなのですが、都留市の悩みとしましては、玉村町と同じ通過地域になってしまっていると、富士山へ行く。そんなところです。そして、住むのに非常にいいので、近隣の移住地ということで、近いところの移住地ということで、大分東京のほうへ出向いて、市長みずからトップセールスで、東京の8自治体と、介護関係へセールスをしているそうです。そして、国もまち・ひと・しごと創生本部を設置したり、いろいろやっけていまして、そんな中でやはり移住で来られた方がそこで過ごせるように、一応都内の疲れを、豊かな自然の富士の麓で、麓まで行かない、中腹あたりかな、ここは。暮らしてもらおうということで、都留市の強み、大学が3つあり、都心へ近く、富士山の観光をやっけていて、スポーツの施設が充実している。あと充実の芸術文化です。弱みとしましては、富士山観光への通過地点であることや、農業従事者の少なさ、基幹産業の停滞というところでございます。

そんな中でも、生涯活躍のまちということで、からだの安心、おかねの安心、こころの安心ということをやっけて、まちを挙げてCCRCを推進しているという状況であります。そんな中で、徐々に学生と積極的に市民が交流をしているということです。ただお祭りがあるときだけではなく、ふだんからやっけているような状態です。また健康科学大学の看護学部もあるということで、大分その辺が強みになっていると思います。そして、ここは金属産業が昔から盛んだったようで、そこには県立の産業技術短期大学校ということで、その中で市民向けプログラムをやっけると、こういう状態でございます。

そこで、平成29年6月現在で約600人の移住候補者の名簿が集まっているということで、ほとんどが東京都内からの移住と考えられます。まず、近いので、ずっとそこに定住ではなく、休日を利用して行ったり、それからリタイアした人が何日かそこで過ごすというような状態で、徐々に深めていくというところでございます。

考察としましては、都留市は玉村町と似ているところがあるが、人口の1割が大学生であること。3つある大学がそれぞれ特徴を持って市民の中に溶け込んでいるところ。特筆すべき点は、移住プロ

ジェクトは市が積極的に乗り出していると。施設や用地を事業者に貸し出していて、これは文化センター周辺地区土地区画整理事業とは違う観点からの発想であり、大いに研究したい。また、C C R Cの構想については、首都圏自治体、先ほど申しましたけれども、東京都内の8自治体と介護関連施設へのトップセールスや、生涯活躍のまちの担い手の創出事業の実施に学ぶ点が多くあります。玉村町でも大学連携を一層密にし、事業者も含め、幅広い人たちとの協働した生涯活躍のまちの推進に期待しています。

次に、株式会社アグリメディアについて。ここは、設立としましては平成23年4月1日ということで、資本金は2億9,800万円、資本準備金を含むということで、従業員は288人。さまざまな事業を行っており、アグリメディア伊勢原もその一つであります。当初は伊勢原市が地元事業者に指定管理してもらい家庭菜園を開放していたが、経営がうまくいかなかったということで、26年4月からアグリメディアが新たに指定管理者となりオープンしました。そして、従来までの考え方ではなく新しい若い考えで農業分野に特化したサービスを行うことで、約10坪当たり年間契約で10万円だそうです。金額にしたらびっくりするほどこちらから比べると高いのです。場所から言って、伊勢原市も本当に都市の横浜からも近いし、そんなところで、いつも東名高速は渋滞しているというところで、人口密度も非常に多いところです。

そんな中で農家をやると。農家をしたことがない人に貸し出してやるということで収穫したものをそこで食べるということで、それから遊べる複合型のアグリパークというのをやっているのですけれども、我々が見た感じでは、まだまだこれからかなというところなのですけれども、いろいろ聞いてみたら何人かは、我々が行ったのが平日だったので、そんなに人はいなかったのですけれども、休みになると大分来ていただけるということで、東京から近いと。これからはこういう都市の人の若い人の考え方を盛り込んで経営をやっていくないと、今までの観念で物をやったのはいかないのだなということでもあります。そんな中で、これも何か国等の協力を得てやっているようでございます。

そして、考察としましては、アグリメディア伊勢原は都市と農業をつなぐというコンセプトのもと、自然の中で楽しみながら感じられる多くの事業を展開し、野菜づくりや収穫した野菜をその場でバーベキューとして食するなど、都市圏からの近さと気軽さにより、多くの人を集客していた。地域の魅力を高め、人を呼び込み、交流人口をふやすことは、移住、定住人口の増加にもつながることから、玉村町でも柔軟な発想や民間のノウハウの活用などを取り入れられる部分は取り入れて、地域コミュニティの活性化に努められたいと。

以上であります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇**経済建設常任委員長（石内國雄君）** 経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成29年7月31日、午後1時半から3時まで行いました。場所については、群馬県下水道総合事務所で行いました。調査内容につきましては、県央水質浄化センターの現状と今後についてでございます。出席委員につきましては、私ほか経済建設常任委員5名と、それから高橋議長でございます。随行者につきましては、議会事務局長、田村氏と補佐の齋藤氏に随行していただきました。対応者につきましては、群馬県下水道総合事務所所長、大内氏を初め副所長、次長、補佐3名の方に対応していただきました。また、群馬県県土整備部下水環境課次長、須田氏を初め係長、それから主幹の方等4名の方が参加して、説明を受けました。

調査経過でございますが、県央水質浄化センターの概要でございます。現在オリ根、県央、桐生、西邑楽、新田、佐波の6処理区を有してございまして、この県央の処理区については昭和62年の10月から供用を開始しております。以来30年以上経過しているわけございまして、順調に処理人口等を増加させている状況です。平成21年には水処理施設第5系列を建設しております。全体計画については、第7系列までの建設であります。水量については34万トンであり、現在では5系列、24万トンの施設が完成しております。また、流域下水道につきましては、幹線管渠が142キロで既に完成し、維持管理をしているところでございます。現在1日約14万5,000立方メートルの汚水が流入してございまして、県央水質浄化センターで処理しまして、処理水を約4キロの管渠を通じて利根川へ放流しております。汚泥については、1日約90トンを場外に搬出して、有機肥料やセメントなどに利用しております。

また、汚水量の現状につきましては、供用開始から21年度ごろまでは順調に接続してございまして、人口も流入量もふえている状況でした。21年度以降につきましては、接続している人口はふえているのですけれども、流入量はそれまでと異なり、今までのように増加していないとの説明がありました。これは、節水型の機器がふえてきたため、1人が使用する水の量が昔と比べまして減ってきていることが原因と説明を受けました。これは、今後も続いていくと考えられるということで、計画の最終では34万トンであるところまでいくかどうかということで懸念をされているということでした。

また、処理水の有効利用につきましては、現状は2次処理であります。これでも十分利根川に放流しても大丈夫という状況ではあります。さらに水をきれいにしなければならない状況が今後出てくるという想定でありました。群馬県全体の下水道計画に利根川流域別の下水道整備計画というものがあありますが、群馬県から下流にどれだけきれいな水を流すかという排出負荷量が決められているということで、これについては群馬県ではクリアしているということでございます。今後流入量がふえて、汚れを取り切れない状況が出てくれば、さらに高度処理施設が必要となってくるということ。また今後高度処理施設の導入については、流入水量の動きなど総合的に勘案して、高度処理施設を設

置していきたいという県の考えがあるということ。具体的な時期については、いまだ見通せない状況ですが、今後の流入量の伸びを見ながら時期を考えていくようでございます。

有効利用については、高度処理施設ができればきれいになり、利用していくということも考えている中で、使い道に2次処理では限界があるところ、高度処理すればきれいになるので、利用方法の選択にも幅が出るというような形で県の説明がありました。したがって、玉村町の需要については、いろいろな形の関係の方々とは相談しながら、今後有効利用方法を考えていきたいという中でございました。

また、下水道の処理水について、特に水利権というものはないということで、まちのほうで大いに利用できるというようなことがありました。処理水の有効利用につきましては県も研究している段階なので、今後玉村町に相談していければと考えているという説明あり、また高度処理することになっていることが、2次処理のまま30年経過していることについては、過去に予想しているとおりの流入の伸びであれば、近い将来高度処理が必要との認識でありました。処理水の伸びが鈍化しているので、当分考えているのが遅くなってしまっている現状ではありますけれども、計画では高度処理は必ず必要と位置づけているということ。高度処理が不要ということではないというような説明もありました。また、汚泥の処理につきましては、年間3万3,000トン、1日平均91トン排出されておりまして、肥料等に利用されております。

また、覆蓋の予定につきましては、現在1から5系列まで稼働しておりますけれども、ここに覆蓋する予定ではあります。また、阪神・淡路大震災以前に建設された1系列から3系列まで耐震補強しなければならず、またそれにあわせて機器の更新も行っているということで、これが完了してからの覆蓋ということであると。また、覆蓋した上部を何に使うかについては、その重さに耐えられるかどうかを考慮しながら、覆蓋の利用方法も見定めた上で、並行して行っていく必要があると考えているとのお話でございました。覆蓋利用については幾つかパターンがあると思いますが、町や関係市町村などの意見も踏まえて、利用案や費用を考えて検討していくというような内容でございました。

その他、大雨が降ると流入量がふえるということで、大量の不明水が流入したときについての対応でございますが、今5系列まである中で対応ができるという形でございました。また、流入量についてはポンプを閉めることによって、また管渠内にためながら順次処理をしていくと。それも間に合わないときには、各市町村に流入制限をお願いするような考えであるという説明もありました。

考察といたしまして、処理水は施設内で2次処理を行い、利根川へと今現在放流しております。処理水の状況については、毎年監視体制機構にて報告を行い、処理水の状況チェックを行っている状況です。処理水の安全性の確保、またチェックは確実にすることは論をまたないところでございますが、2次処理をした処理水の熱利用によるトマトの栽培などの実証実験を行う成果があったものの、事業化の実現はできていない。そこで、3次処理、高度処理施設の設置により、よりきれいな水となれば、利用方法の選択の幅が広がり、水の資源化も可能になると考えられる。また、玉村町は、排出されて

いる水の資源としての確保、有効利用を視野に入れ、高度処理施設の早期設置を働きかけるべきと考えます。処理施設の覆蓋後の利用方法については、県との協議を経て、町としての利用案を確立して、玉村町に有益なものになるよう、慎重に具体案を検討し、推進すべきと考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。再開は福祉パレード終了後、直ちに再開いたします。

午前9時30分休憩

午前10時2分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇]

◇文教福祉常任委員長（島田榮一君） 文教福祉常任委員長の島田でございます。文教福祉常任委員会の閉会中の所管事務調査を報告いたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時は、平成29年7月28日金曜日、午前10時から11時30分までです。視察地は、フェリーチェ玉村国際小学校でございます。調査項目、英語教育の取り組みについて。出席委員は、私以下文教福祉常任委員全員と高橋議長、それから随行者に議会事務局長の田村氏。それから、対応者は、フェリーチェ玉村国際小学校の田村正幸氏、フェリーチェ玉村国際小学校教頭、フェリーチェ国際こども園長、田村優子氏であります。

調査結果。昨今、全国的に英語教育の重要性が再認識され、英語教育が活発に実施されている。玉村町も英語教育の先進地として、平成27年度から国際教育特区として国から認定され、その先駆けとして玉村町飯塚にフェリーチェ玉村国際小学校が誕生した。その後の経過と英語教育の先進的な取り組みについて視察した。

教育目標であります。正しく判断し、行動できる国際性豊かな児童の育成。心を育てる教育、聖書の時間の指導、お手伝い表活動、児童会、学級会活動の活性化となっております。

次に、2として、在籍者数であります。下のとおりデータが載っております。後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

3として、英語と日本語の学習の充実について。これも下記のとおりデータが載っております。後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

4として、少人数制度を生かした指導。1クラス20名に外国人教師1名、日本人教師1名で指導。TT授業の活用、外国人教師のみによる指導、7時間目の活用、英語主任、指導教員の配置、充実した職員配置、このようになっております。

5として、進学指導、これにつきましては下記のとおりになっております。

考察であります。フェリーチェ玉村国際小学校は、英語バイリンガル教育システムを導入し、少人数で効果的な学習により特徴的な教育を行っております。今後も新校舎の建設や拡張の構想があり、積極的に事業展開を行っていくとのことであり。玉村町への要望の中で、小中学校と連携した英語教育の推進等、町が協力できるものについて検討する必要があるのではないかと感じた次第であります。

以上で所管事務報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、陳情の付託についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成29年9月5日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	29. 8. 21	地方財政の充実・強化を求める 意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30-4 勤労者会館 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 根岸 慎一	総務常任 委員会



○日程第6 報告第4号 平成28年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第5号 平成28年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第6号 平成28年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、報告第4号 平成28年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第6号 平成28年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 改めまして、おはようございます。9月定例会の冒頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

当町は、ことし8月、町制施行から60周年を迎えました。長きにわたり町の歴史を築き上げてきた先人たちの並々ならぬご努力に頭の下がる思いであります。60年の節目を迎え、先人たちへの敬意と感謝をあらわし、さらなる町の発展のため記念式典を開催したところ、大勢の方々にお集まりいただき、盛大に祝うことができました。これからもよき伝統を受け継ぎ、未来に向かって皆様とともによりよいまちづくりを進めていく気持ちを新たにしました次第であります。

夏の恒例行事となっております田園夢花火やふるさとまつりも、60周年記念ということでにぎやかに開催することができましたことを重ねて御礼申し上げます。

また、秋篠宮ご夫妻の長女、眞子様と小室圭さんとの婚約内定が3日発表されました。大変おめでたいことで、喜ばしい限りであります。心からお幸せをお祈り申し上げます。

さて、本日、平成29年第3回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月14日までの10日間、24議案を提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。各案件の内容は後ほどご説明いたしますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成28年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます、報告に入らせていただきます。

報告第4号 平成28年度玉村町土地開発公社決算報告について。玉村町土地開発公社理事長より平成29年5月30日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。平成28年度の主な業務は、土地造成事業におきまして東部工業団地西地区拡張事業の用地188平方メートルの取得や文化財調査費など、金額にして

4, 583万2, 616円を執行しました。

平成28年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息及び雑収益による収入4万1,717円、一般管理費による支出2万9,344円となり、差し引き1万2,373円の利益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は2,910万7,562円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入5,000万円、支出4,583万2,616円で、差し引き416万7,384円となりました。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び附属明細表のとおりであります。

次に、報告第5号 平成28年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成29年5月18日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計額が6,620万2,127円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、平成28年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を5,011万1,348円とし、既に交付した5,500万円から財団の繰越金相当額である488万8,652円の返還を受けました。

平成28年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。事業種別では、自主鑑賞事業8本、共催鑑賞事業5本、住民参加事業1本、地域協働事業2本、助成事業1本の5種、合計17事業であります。なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

次に、報告第6号 平成28年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成29年6月13日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が4億354万6,172円、当期支出合計が4億523万3,901円であり、当期収支差額は168万7,729円の単年度赤字でございます。これは、農業機械銀行事業における機械の修繕費の増加等によるものであります。

玉村町の農業におきましては、集落営農組織の法人化が進み、全集落営農組織が法人化しましたが、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足の状況に変化の兆しは見えないのが現状です。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS（ホールクロップサイレージ）事業におきまして、作付面積は昨年同様で、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。今後とも生産農家と連携を図り、さらなる品質の向上に努めていきたいと考えております。

また、道の駅管理運営事業ですが、さまざまなイベントを開催し、集客を図り、町の情報発信及び地域振興の拠点としての道の駅の発展に寄与してきました。今後もさらなる集客増を目指すとともに、道の駅を通じ、地域の振興を図っていきたいと考えます。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、日程第6、報告第4号から日程第8、報告第6号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



- 日程第 9 認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額116億4,976万6,431円に対し、歳出総額は109億8,519万6,463円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は6億6,456万9,968円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が1億5,250万8,197円ありましたので、実質収支は5億1,206万1,771円の黒字となり、さらにここから2億6,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの2億5,206万1,771円については翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、平成28年度の歳入の特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税収入については、法人町民税や町たばこ税が減少したものの、固定資産税や軽自動車税等が増加したため、町税全体では0.7%の増加となりました。しかしながら、地方消費税交付金を初めとする各種交付金や地方交付税の減少に加え、雪害による被災農業者向け経営体支援事業の終了、中央小学校大規模改造工事や道の駅玉村宿などの大型事業の終了により国、県支出金や町債などについても減少となり、歳入総額では前年度に比べ8.2%の減少となりました。

続きまして、歳出ですが、目的別に見ますと、土木費、消防費等が増加した一方で、農林水産業費、商工労働費、教育費等が減少しました。また、性質別に見ますと、維持補修費、扶助費、公債費が増加した一方で、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、投資的経費等が減少し、歳出総額では、歳入同様大型事業の終了等により、前年度に比べ8.2%の減少となりました。

なお、地方債残高につきましては、近年増加傾向にありましたが、平成28年度末では前年度を下回り、3,371万円減少して104億68万円となりました。

また、財政調整基金残高については、平成27年度の決算剰余金2億7,000万円と平成28年度中に発生した利子43万円を積み立て、平成28年度の財源不足を補うため4億7,000万円の取り崩しを行った結果、平成28年度末では前年度に比べ1億9,958万円減少し、13億6,171万円となりました。

そうした中、当町の財政指標について見てみますと、財政力指数については前年度と同様の0.76となりましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ5.0ポイント上昇し、97.8%となるとともに、公債費負担比率についても前年度に比べ1.1ポイント上昇し、11.2%となるなど、財政の硬直化傾向が懸念される結果となりました。特に経常収支比率の上昇については、単年度で見れば各種交付金や地方交付税、臨時財政対策債などの経常一般財源収入額が大幅に減少したことが大きな要因となりますが、町税を初めとする自主財源の大幅な増収が期待できない現状では、いかに歳出を抑制していくかが今後の課題になるものと考えております。

ご承知のとおり、現在町では、文化センター周辺地区の土地区画整理事業や東部工業団地の拡張、東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備を初め、老朽化した施設の改修や道路や橋梁等のインフラ対策を進める中、少子高齢化の確実な進行による社会保障関連経費の増加など、多くの財源を必要とする課題が山積しております。したがって、これまで以上に厳しい財政運営が続くことが予想され

るため、今後においては町民生活にとって真に必要な事業を見きわめながら、人口減少対策と財政の健全化を一層推進し、本町が将来にわたって持続可能な魅力あるまちを築いていけるよう、効果的な施策を展開することにより、必要な財源の確保を図り、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額43億6,518万2,293円に対し、歳出決算額は41億9,839万3,271円となりました。これにより、実質収支額が1億6,678万9,022円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。なお、平成27年度の繰越金が8,018万9,383円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は8,659万9,639円となり、2年連続の黒字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は9億5,354万943円で、加入者が減少したことなどにより前年よりも2,990万円程度減収となりました。現年分の収納率は95.99%で、前年よりも0.6%上昇し、全体収納率は86.97%で、前年よりも2.03%上昇しました。

医療費に対する主な歳入ですが、国庫負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億1,841万7,768円、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が1億6,688万5,622円でございます。

その他の国庫負担金として、後期高齢者支援金負担金が1億5,732万5,864円、介護納付金負担金が6,388万5,686円でございます。

また、国の補助金として、調整交付金が1億9,360万3,000円、65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金は8億8,622万1,492円でございます。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億1,380万5,217円でございます。

県内の市町村で医療費を共同負担することで財政の安定化を図る共同事業の交付金は9億3,232万4,802円となりました。一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,738万7,129円が繰り入れられています。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて24億8,215万7,498円でございます。

後期高齢者支援金等は5億548万8,480円、前期高齢者納付金は37万88円、介護納付金は1億9,914万4,881円でございます。

医療費を県内市町村で共同負担することで財政の安定化を図るための共同事業への拠出金は、9億3,530万2,434円となっております。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に特定健診や人間

ドックなどを実施し、3,333万3,798円の支出を行いました。人間ドックを含め、特定健診の受診率は39%程度となっており、前年度に比べ受診率が低下しておりますので、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額2億5,966万5,346円に対し、歳出決算額は2億5,807万3,364円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億8,146万9,700円で、収納率は99.8%であります。

一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として6,413万8,000円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億8,150万3,013円と保険基盤安定拠出金5,568万9,126円であります。

実質収支差額については159万1,982円で、翌年度へ繰り越しました。

今後もこの制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入決算額は23億2,391万2,310円、歳出決算額は21億2,334万3,719円、実質収支額は2億56万8,591円となり、同額を翌年度に繰り越します。

介護保険特別会計における歳出の主なものは、介護サービス等諸費の19億9,694万7,859円でございます。ご存じのとおり、全国的に増加傾向であります。平成27年の報酬改定で単価が下がったことにより、前年度に比べ4,100万円ほどの緩やかな増加となりました。

また、地域支援事業につきましては、主に総合事業への移行が進んだことにより、前年度から約3,000万円増加し、4,108万5,430円となりました。

給付費の内訳で最も大きいものが、介護度1から5までの方の居宅介護サービス給付費で、8億203万5,152円、構成比で40%ほどを占めており、600人程度の方が利用しております。

次いで、特別養護老人ホーム等の施設介護サービス給付費が6億5,208万5,285円で、構成比が32.6%、利用者数は横ばいですが、200人から210人程度の利用があります。減額の報酬改定があつたとはいえ、高齢化率の高まりとともに、介護給付費は増加傾向であります。現在は財政安定化基金からの借入金を返済しながらの運営ではございますが、介護予防活動の啓発に力を入

れ、制度の安定運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入歳出の決算額は、ともに1,370万2,266円であります。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成28年度で11年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメント作成につきましても、同様に介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいります。

次に、認定第6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は13億5,340万8,510円で、歳出決算額は13億1,510万4,597円であります。

歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が3,422万3,600円、下水道使用料及び手数料が2億8,491万2,880円、国庫補助金が1億7,798万7,800円、一般会計繰入金3億600万円、繰越金が4,661万3,868円、諸収入が1,277万362円、下水道事業債が公共、特環、流域合わせて4億8,500円、県補助金が590万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が7億4,061万4,609円、公債費が元金、利子合わせて5億7,448万9,988円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として下水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。作業は、特殊車両により管の内部を高圧洗浄した後、汚泥を吸引するもので、昨年度はマンホールポンプ8カ所を年6回実施するとともに、下水管渠については総延長で約11キロメートルを実施いたしました。

建設事業では、汚水事業として、下新田地区、福島地区、斎田地区、角淵地区、川井地区、飯倉地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区を整備するとともに、樋越地区、福島地区、五料地区及び箱石地区の実施設計を行いました。

また、雨水対策事業では、文化センター周辺開発に伴う調整池の造成及び関連工事に着手し、平成29年度も引き続き整備を行っています。

最後に、平成28年度の実施状況についてですが、公共、特環合わせて施工延長は4,855メートル、整備面積は約16ヘクタールでございます。これにより年度末の累計施工延長は約172キロメートル、累計整備面積は約658ヘクタールとなり、全体計画の約7割が整備済みとなりました。

なお、年度末の下水道処理人口普及率は76.7%です。

今後も計画的に整備を進め、歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

次に、認定第7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は1億9,748万149円で、歳出決算額は1億9,747万9,617円であります。

歳入の内訳ですが、一般会計繰入金が32万4,000円、町預金利子が149円及び平成27年度に町有地及び保留地の売却先事業者が決定し、平成28年4月27日に正式に契約締結を行ったため、その契約保証金が1億9,715万6,000円であります。

歳出の内訳ですが、起債利子償還金と起債元金繰上償還金でございます。起債利子償還金が32万3,617円と、契約保証金による起債元金償還金1億9,715万6,000円ございました。

今後は、第1期分譲地の土地造成工事を進め、平成29年度末に引き渡しを行い、歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

次に、認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億8,813万8,030円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億5,940万5,580円、営業外収益が2,873万2,450円でございます。

一方、支出総額は4億7,211万4,587円で、内訳は営業費用が4億1,827万7,122円、企業債利子などの営業外費用が5,307万3,435円、過年度欠損金等の特別損失が76万4,030円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億6,940万円で、全て企業債でございます。

一方、支出総額は3億488万1,156円で、内訳は建設改良費が1億8,659万1,600円、水道メーター等の固定資産購入費が331万7,760円、企業債償還金が1億1,497万1,796円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億3,548万1,156円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,388万6,785円及び当年度分損益勘定留保資金9,902万4,182円、減債積立金1,594万7,614円並びに建設改良積立金662万2,575円で補填いたしました。

引き続き安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成28年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月18日から8月4日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等

の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原正人君登壇〕

◇総務課長（萩原正人君） それでは、平成28年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の朗読をさせていただきます。

初めに、2ページをお開きください。一般会計と特別会計歳入歳出及び基金運用状況審査意見書です。第1に審査の対象、1、審査項目、一般会計及び特別会計6会計でございます。（3）、基金の運用状況等、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表等でございます。

2、審査関係書類、こちらにつきましては平成28年度玉村町歳入歳出決算書及び決算における主要事業と成果等の説明書、以下関係書類でございます。

第2、審査の期間。平成29年7月18日から同年8月4日までの18日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月21日に開催した監査委員協議会において審査結果のまとめを行った。

第3、審査方法、次の3ページ、第4、審査の結果については割愛させていただきます。

21ページをごらんください。第5、審査の意見です。1、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況等については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。（1）、主要事業と成果等。平成28年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、予定されていた主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

しかしながら、行政情報放送事業については、平成28年4月1日付で災害時における放送に関する協定を新たに締結しているが、情報伝達の面からも精査が必要であると思われる。継続して事業を実施するのであれば、災害における放送も含め、効果的な運用方法を十分検討されたい。また、各種業務について実施されている職員を対象とする研修会等については、専門的識見向上のため、より多くの職員が参加するよう努められたい。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれたい。

（2）、前年度指摘事項の措置状況。平成28年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、

決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された平成28年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産の取得、処分や貸し付け、借り入れの状況等については、提出された平成28年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

しかしながら、都市建設課が所管する河津桜協働管理委託については、国道354号沿いの上新田、与六分地区1万7,000平米、及び斎田地区1万平米の草刈り等の管理委託であり、平成28年度から両地区を1団体に委託していた。委託金額は、設計金額よりもかなり低価格で委託しているが、そもそも国道沿いをなぜ町が管理を行うのか、将来的な委託の継続性を含め、今後検討されたい。

法令外負担金については、おおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性も含めて検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された平成28年度補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、平成28年度において補助金等実績報告書に該当した事業数は147事業で、前年度と同様であった。また、決算額は3億7,979万1,000円で、前年度の5億4,829万9,000円に比べ1億6,850万8,000円減少した。これは雪害による被災農業者向け経営体支援事業などが終了したことなどが主な要因であった。

なお、各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金等の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された平成28年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

なお、不納欠損処分状況等については、平成29年6月30日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていたことを確認した。

また、歳出の確認については、提出された平成28年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

なお、不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析。実質収支比率、財政力指数及び公債費負担比率についてはおおむね例年どおりの値で推移したが、経常収支比率については前年度を上回り、財政の硬直化傾向が示される結果となった。

今後もさらに注意が必要な状況である。

3、一般会計。歳入決算の状況は、町税のわずかな増加や文化センター周辺地区土地区画整理事業における保留地売却に伴う契約保証金の納入により財産収入が大幅に増加したものの、市町村民税法人税割及び固定資産税の増加や地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加見込み等により、基準財政収入額の増加による地方交付税の減少、中央小学校大規模改造工事や地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業の終了による国庫支出金の減少、雪害による被災農業者向け経営体支援事業の終了等による県支出金の減少、中央小学校大規模改造工事や道の駅玉村宿建設事業の終了等による町債の減少などにより、前年度に比べ10億4,288万3,000円減少となった。

町税の不納欠損額は1,382万3,000円であり、前年度の2,612万2,000円と比較して1,229万9,000円減少し、収入未済額も前年度に比べ減少した。これは、固定資産税と都市計画税において、不納欠損額が減少したことが主な要因であった。収入率については、前年度に比べ0.8ポイント上昇し、98.2%となった。これは、収入率の向上に向けて努力している結果であると認められる。

私債権については、学校給食費において債権管理条例に基づき適正な債権管理を行い、成果を上げているため、今後は他の私債権についても同様の取り組みを行い、不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出決算の状況は、維持補修費、扶助費、公債費が増加したものの、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、投資的経費等が減少した。目的別から見た減少要因として、雪害による被災農業者向け経営体支援事業や道の駅玉村宿建設事業の終了、中央小学校大規模改造工事や文化センター周辺地区土地区画整理事業等に伴う遺跡発掘調査の終了などが挙げられる。これにより決算収支は、形式収支が6億6,457万円、実質収支が5億1,206万2,000円の黒字となったが、実質単年度収支は4億8,307万5,000円の赤字となった。

なお、地方債現在高は前年度に比べ0.3%減少し、積立金現在高は前年度に比べ11.8%減少している。今後も老朽化した教育関連施設等の整備等が予定されていることから、費用対効果を十分検証の上、事務事業の効率的かつ効果的な執行により、健全な財政運営が図られるよう努めるとともに、さらなる町民福祉の向上のため、施策については積極的に取り組まれるよう期待するところである。

続きまして、4、特別会計になります。1、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ5,582万円増加し、歳出総額は3,078万円減少となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ108.0%増加の1億6,678万9,000円となった。

国民健康保険税の現年分の収入率96.0%となり、前年度に比べ0.6ポイント上昇した。滞納繰り越し分を含めた収入率は87.0%となり、前年度に比べ2.1ポイント上昇した。

また、国民健康保険特別会計財政調整基金については、平成28年度末もゼロ円となった。なお、平成29年度中に国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てる予定とのことである。

平成27年度から保険税の値上げを実施したが、国民健康保険加入者の減少などにより医療費の伸びはわずかとなり、平成28年度も繰越金は増加したが、今後またいつ医療費が増加するとも限らない状況である。

平成30年度からは、国民健康保険業務については都道府県単位の広域化が予定されているが、いずれにしても健全な国民健康保険財政の運営を維持するためには、国民健康保険特別会計財政調整基金への積み立て並びに慎重かつ効率的な収納業務と不納欠損額の縮減、収入率の向上が不可欠であると思われるため、引き続き取り組みを続けられたい。

(2)、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ965万3,000円増加し、歳出総額も942万6,000円増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ16.6%増加し、159万2,000円となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は99.8%となり、前年度と同様であった。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、平成28年度は前年度と比べて121人増加した。1件当たりの保険者負担額、1人当たりの保険者負担額はともに増加し、療養の給付費は1億8,410万2,000円増加し、療養費は2,188万2,000円増加している。

高齢化の進行により、こうした状況は今後も継続することが予想されることから、収入率の向上と適正な保険給付に努めるとともに、引き続き健全な後期高齢者医療保険運営に取り組まれたい。

続きまして、(3)、介護保険特別会計になります。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1億3,957万5,000円増加し、歳出総額も8,147万5,000円増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ40.8%増加し、2億56万8,000円となった。介護保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は98.5%で、前年度に比べ1.8ポイント上昇した。また、認定者数は1,249人と、前年度に比べ53人減少した。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額の増加については、平成27年度の介護報酬の改正により施設等へ支払う介護サービス給付費の単価が全体で2.27%引き下げられたことにより、歳出の増加が抑えられていることが要因であると思われる。

また、平成25年度、26年度において、群馬県財政安定化基金からの貸付金を平成27年度から平成29年度までの3年間で返済している。平成27年度から3年間の計画に基づいて保険料の値上げが行われ、現在平成30年度から3年間の計画を策定中とのことであるが、今後も継続的に安定した介護保険事業の運営を行うためにも、平成25年度末からゼロ円となっている介護保険基金への積み立て並びにさらなる収入率の向上と適正な保険給付に努められたい。

なお、不納欠損処分に至るまでの事務処理については、平成28年度から収納業務の一元化を図る等、おおむね改善されていると認められた。今後も債務の管理、債務承認による時効の中断等、適切

な事務処理を行うとともに、負担の公平性、公正性の面からも強制徴収権を有する債権であることを認識し、全ての滞納者に対し適正な事務処理を実施されたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計です。介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1,370万2,000円で、前年度に比べ67万2,000円減少となった。

介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が1,706件で、前年度に比べ854件減少したため、763万1,000円となり、前年度に比べ34.1%減少した。また、介護予防ケアマネジメント費収入では、介護予防ケアマネジメント作成件数が706件で、前年度に比べ699件増加したため、275万7,000円となった。

歳出では、総務費が482万7,000円で、前年度に比べ143万3,000円減少し、介護予防サービス事業費は887万5,000円で、前年度に比べ76万1,000円増加となった。

介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。今後とも引き続き適切な事業運営に取り組まされたい。

(5)、下水道事業特別会計です。下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1億3,465万6,000円減少し、歳出総額も1億2,634万6,000円減少した。これにより差引額は3,830万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源64万円を差し引いた実質収支額は3,766万4,000円となった。

受益者負担金は、前年度に比べ273万9,000円減少であった。滞納繰り越し分も含めた収入率は98.2%で、前年度に比べ1.7ポイント改善した。

下水道使用料は、前年度に比べ562万7,000円増加となり、滞納繰り越し分を含めた収入率は98%で、前年度に比べ0.5ポイント改善した。

今後とも負担の公平性、公正性の面から、引き続き慎重かつ効率的な収納業務に努めるとともに、さらなる不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まされたい。

歳出では、下水道費が前年度に比べ1億3,926万4,000円減少となり、公債費は前年度に比べ1,291万7,000円増加となった。

下水道普及率は、前年度に比べ2.1ポイント上昇し、76.7%となった。

下水道事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成32年度から公営企業会計への移行が予定され、多岐にわたる事務、整理事項が見込まれるが、今後も適切な事業運営に取り組まされたい。

(6)、宅地造成事業特別会計。宅地造成事業特別会計の決算状況は、歳入歳出総額はそれぞれ1億9,748万円となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成29年度末までに第Ⅰ期造成分、平成31年度末までには第Ⅱ期造成分の売却を行い、一般会計からの繰り入れ分を一般会計に戻し入れを行うとともに、地域開発事業債の償還を行う必要があるため、引き続き適切な事

業運営に取り組まれない。

5、基金の運用状況等。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

財政調整基金については、平成28年度においても取り崩しを行った。財政調整基金は、災害時等の緊急対応だけでなく、繰りかえ運用等の円滑な会計業務にも必要であるため、計画的な運用により引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

続きまして、平成28年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見であります。1、審査対象、2、審査期間、3、審査手続、4、事業概要、5、収支状況、6、経営状況、7、審査結果につきましては割愛させていただきます。

8、審査意見。有収率については86.1%で、前年度に比べ2.5ポイント上昇した。今後も収益の向上と水の安定供給のため、引き続きさらなる有収率の向上に努められない。

また、水道料金の収入率については、平成28年度の収入率は、前年度の同様の96.3%であり、今後も収入率の向上に取り組まれない。

人口減や節水型家庭用品の普及等により今後も配水量は減少し、それに伴い営業収益が減少することも予想されるため、今後も安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために、計画的な事業実施と適切な事業運営に努められない。

以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより平成28年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第9、認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 21ページの委託業務及び工事施工状況、実はこれを見ると50万円以上、130万円以上の工事の施工状況ということなのですが、今上陽の旧上陽小学校跡地、あそこを

藤川公園として活用させていただいて、大いに有効に使っています。あそこでグラウンドゴルフだけではなくて、一般の方々もいろいろ過ごしているのですが、特にグラウンドゴルフについて言うと、私は実は調べただけけれども、これが藤川公園のあそこがどこにどう委託されて、来るのを見ると萩原造園さんだと思うのですが、どんな金額で委託されているのか、ちょっと調べただけけれども、全然出ていないので、こうした一括の中で出ているのだと思うので、お聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 済みません。藤川公園については業務委託で行っているのですが、ちょっと私の記憶では地区との官民協働の委託と思います。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 課長はそう言われますけれども、官民協働と今言われましたね。官民協働というか、そうはなっていないと思います。しっかりとした、きちんとした話をして、この部分は皆さんでやってください、使っている皆さんでやってくださいと、ここは私たちが、町がやりますと、こういう状況には私はなっていないと思うのです。

それはなぜ私がそういうことを言うかという、ほかのあらゆる小さなグラウンドゴルフの公園なんかについても、森下公園も原森公園もあるし、五料さんなんか100万円も出ていると思うので、あそこはグラウンドゴルフを楽しんでいる会員がお金を出し合って、小さいハンマーカッターから芝刈り機まで全部そろえてやっているのです。私いつもそれ言われるものだから、それは皆さんが協働の精神を持って一生懸命やっていただくから、こうして町もいろいろ節減もできるので、これが実は本来の姿なのですと、私はそう言っているのですが、実際に使っている、そして自分たちで草刈りをして、芝生についても自分たちで張りかえまでしているのです。この辺をもう少し私は全部、これが本来の姿だと思うのです。ですから、全部町に、どこかに委託して芝生まで管理をしてくださいということを申し上げませんが、もう少しその辺の管理について町が、あるいはほかの地域と比較をすると、若干の遜色はあると言わざるを得ないので、その点いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町にはさまざまな公園がありまして、都市公園、大きな公園があります。その中に指定管理で委託している、指定管理でお願いしているところもあります。また、過去に開発でできた小さな公園、150平米ぐらいの団地の中の一角ですが、そういったところ、そこは50カ所以上官民協働という形で地元の人をお願いしている経緯もあります。かなりの全体では量になります。ほとんどの作業というのは草刈りとか清掃が主になると思うのですが、そういったところは適材適所で、その土地に応

じた形で管理していくことしかできませんので、また中身を精査して対応していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 何でこういうことを言うかという、この間もちょっとちょうどあそこを通過してみたら、芝がきれいに刈られていた。まさに5ミリぐらいで。それは芝刈りを2台ぐらいいいのを持っているのです。自分たちで金を出し合って刈っているのです。芝刈りを持ってやっているわけですから。こういうところに対する一つのこうした管理状況は、これが俺は本当は正しいと思うのです。ですけれども、ほかとの関係について、ほかの公園、小さい公園、あるいはグラウンドゴルフ場、そういったところと比較をすると、どうしても見劣りを、町の管理ということについては見劣りせざるを得ないなという思いがします。

今紙が来たようですから、藤川公園がどのぐらいのその他の樹木等について委託されているか、金額、わかりましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

藤川公園についてですが、グラウンドゴルフ場については利用者で共同管理されていると。あと高木、樹木についてはやはり住民の方ではちょっと危険もありますので、高木については町のほうで委託しています。藤川公園については、萩原造園土木さんに委託しておりますが、ちょっと今手元に資料がないもので、契約金額がちょっとわかりません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

柳沢議員は終わりです。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 経常収支比率の推移に関してちょっとお伺いしたいのですが、監査意見書にもあったとおり、平成28年度決算におきましては97.8%だと。これに関しては、新規に予算を組んでいけるのかと危惧するところではございますが、町長においては財政健全化を訴えて町長になってきたわけではございますが、難しさも感じているところだろうと、そのように思っております。

そこで、改めましてこの硬直化打破のためにどうしたらいいか、その考え方、また認識、また意気込みについて町長にお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います、今回経常収支比率が97.8%

ということで非常に高くなったということですが、原因がいろいろあるわけでありすけれども、説明いたしましたように、この分母のほうの交付金等の問題、そして地方消費税交付金と地方交付税の両方が減少したということで、このように数字になったということが大きいわけですが、いずれにしても、いずれにしても97%以上ということですが、硬直化といいますか、自由に使えるお金が非常に制限されてきているのは事実であります。

将来どういうふうにやっていくかということですが、やはり収入をふやすという面ではいろいろな要因があると思いますが、なかなかすぐにはこの分母をふやすというわけにはいかないのが現状でありまして、現在やっております文化センター周辺の方譲りによる住民の増加、そして工業団地等の造成によって収益が入ってくるというようなことになれば、この分母のほうはふえるわけですが、なかなかこれもすぐには期待できないというような現状であります。

分子のほうのいろいろな支出の特に恒常的に出ていくものを減らすということですが、これはやはり今までの町で出しております経費を詳細に分析して、簡単に言えば無駄を省くというような観点からもう一度見直しを行いたいということですが、なかなかこれも今までの兼ね合いで、それぞれ無駄として出しているものはないのでありますけれども、先ほど柳沢議員からもご意見もありましたように、もし住民の方にもご協力いただいて、経費等で節約できるものがあれば、もう一度きちっと見直しをお願いするというようなことで、一つ一つの非常にわずかなことではありますけれども、そういうようなものも見直しをしていただいて、町も積極的にもう一度検討をしたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 監査委員のほうからの意見書にもありましたが、経常収支比率については前年度を上回り、財政の硬直化傾向が示される結果となったと、今後もさらに注意が必要という状況ということで危惧しているところですが、町長におきましては民間経営者としてのノウハウを今後十分に使っていただいて、住民サービスが落ちることのないような財政運営を望むところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 同じ経常収支比率のことでお尋ねしますが、平成29年度はどれぐらいの経常収支比率になると予想されていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 先ほど町長が答弁したとおり、27年度は地方消費税交付金が伸びたため、地方交付税のほうはそのまま伸びる前の計算でもらいましたので、結構地方交付税がふえたのです。それで、分母のほう、92.8%、経常収支比率がなったのですけれども、28年度につきましては逆に地方消費税交付金が前年よりも減ったという形と、あと地方交付税が前年度並みあるいはそれ以上に地方消費税交付金の増加を見込んだためか、地方交付税のほうも減ってしまいました。それで、地方消費税交付金と地方交付税とが減額になりまして、結果として97.8%ということになりました。

前年とことし、92.8と97.8%、27年度は少なく、28年度が経常収支比率が上がったという平均をとりますと、大体95.2%。ですから、地方交付税あるいは地方消費税交付金が安定的に入ってくるという見込みであれば、95%ぐらいが玉村町の実力かなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それで、私心配しておりますのは、平成29年度の予算では構想策定の事業だとか、あるいは調査費を計上している事業とか、これはかなり多いのです。それで、このまま構想を策定して、それを事業化すると。あるいは、調査費を計上してある事業が、これは問題ないということによって事業化されるのは30年度になるのではないかと思うのです。そうしますと、非常に経常収支比率は30年度はかなり厳しくなるのではないかと思っているのです。

そこで、この調査費と計上してある事業について、人口減少は食いとめようとしてもなかなか難しいのだと思うのです。減っていくのではないかと思うのですね、玉村町の人口が。消滅するまではいかにしても、人口は減っていく。これはもう仕方ない。そこで、例えば本当に町にとってこれは必要不可欠なものだというものの以外は、町民の要望等があっても、切ってしまうと、事業化しないと。例えば上陽だとか芝根の農協の支所の跡地のことが今問題になっています。それは、両方とも区長さんたち、あるいはそれぞれの地域の町民の人たちはあったほうが便利だと思うのです。しかしながら、本当に必要不可欠なものかというのと、そうでもないのではないかと思うのです。そういうものはもう予算化しないと。それぐらいにしないと、この経常収支比率をよくすることはできないと、私はそう思っているのですが、いかがなものでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 構想等の見直しあるいは将来の土地等の取得についてということなのですが、構想につきましてもただ単につくるとか、新しいものを取得するとかという構想ではなく、見直しの段階に入っていますので、玉村町にとって必要な施設、必要な部分であるかどうかも含めて見直し、あるいは構想という形で策定しておりますので、その結果を見た上で町の進む方向、あるいは事業化について検討していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） また同じく経常収支比率のことなのですが、やはりそれを解消していくというのは分母を広げていくということが一番大きな、どんどん分母、分子を縮めていってするのは何もならない。やっぱり分母を広げていくということが大事だと思うのですが、先ほど町長が7番川端議員におっしゃった政策というのは、前町長のやってきたことなのです。角田町長はこれからというか、次の予算に目指して分母を広げるためにどんなことを構想しているかとか、今回の決算の反省点とか、そういうのがありましたらお知らせいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 分母を広げるということでご質問でございますけれども、やはり人口をふやすということもありますけれども、これもすぐにはふやせないということもあります。ただ、いずれも各市町村ともに人口の減少を食いとめ、あるいは人口をふやして活性化して、分母をふやしていくというのはやっておるわけでありますので、このこともやめればそれでもう全てやんでしまうということでもあります。

やはり今回私がやってきました給食費の減免とか、あるいはタクシー券とかも、やはり暮らしやすくして、若い人たちを支援して行って、そこで人口もふやし、そしてそれによる活性化になるというようなことがあるわけでありまして、すぐには人口もふえたり、あるいは子供さんもふえるというわけではありませんけれども、やはりこれを継続することによってそのようなことに絡んでいくというふうに考えております。

先ほど町田議員さんからもご質問がありましたけれども、何を選択して、そしてやっていくかということが非常に重要だろうと思いますし、目先というとあれですけれども、すぐに経常収支比率を上げるということに一喜一憂するのではなしに、やはり10年後、もっと長いスパンでもって玉村町をどうしていくのかということを考えて、今打つべき手は何かということを考えて行っていきたいというのが基本的な考えであります。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） そうです。今打つ手は何かということをお聞きしたいのです、私の質問は、今何をすべきかということです。

今人口をふやすとかと言っていましたけれども、もう人口は全体的に減ってきてしまうわけで、玉村町だけふえるということはまずないと思うのです。人口をふやすだけではなくて、分母を大きくしていくためには、まだまだ考えられることは幾つもあると思うのですが、町長が今何を考えているか

ということです。CCRCというのも人口をふやすということになると思うのですが、人口をふやすだけではなくて、もっとほかに何か方法を考えておりますかということなのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今やるべきことは何かというようなご質問でありますけれども、9月の補正でこの後出てくるわけではありますが、スマートインター周辺の調査費、あるいはどういうふうにやっていくかというようなことも今後出てくるわけありますし、やはり建物を建てて、そして人件費をかけるということが非常に将来にわたって重くなるわけがございますので、その辺で選択をどういうふうにするかというのは非常に大切であろうと思っております。何もやっていないのではなくて、それぞれに橋の問題もしかりですし、あるいは役場周辺の高度利用、あるいは道の駅の収益の改善とか、それぞれに今までの玉村町でできなかったことを考えてやっていくということが、結果的には経常収支比率もよくなるというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） ちょっとよくわからなかったのですけれども、企業誘致みたいなことは考えていないのかなと。ずっとちょっと今町の中を回っていると、本当に空き家が多いのです。大きな農家が空き家になっています。そういうものを利用しながら、企業といっても工場、大きな工場を誘致するのではなく、せっかく東京にアンテナを出しているのですから、東京のIT企業とか、そういうものを誘致してくる。本当に交通の便はいいわけですし、災害もない町ですし、そういうことをもっともっと積極的にやっていったならば、もっと先端の企業誘致ですね、工場を誘致するというのではなく。土地がないのですから、玉村町に大きな工場を誘致することは不可能に近いことでしょうし、無理だと思うのですが、もっと違う意味での法人税を上げていく。余りにも法人税が少ないのは、私は何でなのかなと思ってしまうぐらい法人税が少ないですね。そこら辺を上げていく政策をとらないといけないのではないかなと思っております。そこについて。

あともう一つ聞いてしまいますが、ここの主要事業と成果等のところに行政情報放送の事業について今後どうするのかというのがありますが、そこについて町長はこれを今後どのようにしていこうと考えて、今回の防災の災害についての放送も含めてということで、それを事業化というか、協定を結んだわけですね。この協定を結んだということは、この事業をやっていこうということの意思のあらわれだと思うのですが、今後これを本当にどのように使っていこうと町長は思って協定を結んだのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） とりあえず企業誘致のことについて回答いたします。

今のところ交通の便、スマートインターの近隣ということで、交通の便が非常にいいということで、今ある川井の工業団地の北側の計画について調査を始めたいと思いますし、あとスマートインターの周辺も非常に立地的にはいい場所なので、そちらのほうの調査費を含めて、開発ができるかどうかも含めて、どういった形で事業化できるかという調査を始めます。調査を始めてすぐに実現するわけではなくて、それから何年かかけて地権者や、そういったところと説明会をやりまして、最終的には法律的な規制をクリアするような形で進めていくということで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、行政情報放送事業についてということで、この事業はラヂオななみになるかと思うのですけれども、そちらのほうの委託契約のほうは総務課のほうでやっていると思いますが、防災協定のほう、28年の4月1日から結ばせていただきました。その前からの委託契約をしているわけなのですけれども、その時点で防災協定を結んで、その辺で委託料がふえたということはなく、同じ金額でやらせていただいて、特に防災協定を結んだからといって、契約の金額がふえたということはありません。28年度につきましては、一度警報等が出たときにラヂオななみで放送していただいたという経緯がございます。例えば大災害とか起きて、本当に一日中とか何日もその放送をしていただくようになった場合には、また別途協議させていただくという契約になっていますので、それを含めて活用させていただければというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第10、認定第2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 1点だけ、気になったことをお聞きいたします。

介護予防プランの作成状況、47ページ、これが28年度は大分先ほどの説明の中でも800件だとか700件だとか減ったと。これは、どういうことを意味するのでしょうか。例えば当然プランの作成が減ったということは、認定も減るということになるのではないかと思います。何かそうした抑制的なそうした意図的なものがあったのかなと。我々の立場ではそういったことを考えざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えしたいかと思えます。

要介護認定の要支援者が減ったというのは、要支援や要介護の認定をとっていても、介護サービスを使う方が少ないということを防ごうということがございまして、必ず介護サービスを使うときに認

定するように指導いたしました。それと、あとは総合支援事業が始まりまして、そちらに移行した方がふえたということがございまして、要支援者の数が減っております。それにあわせまして、ケアプランも減っているということになります。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） ということは、意図的にこのいわゆる介護に対する、もちろんよくわかりますよ、介護保険だって基金はほとんどゼロだし。ただ、最近若干改善をしているのですね。そういうところを見ると、やっぱりそういうふうなところに目を向けざるを得ないという、私のそういう思いであります。

ということは、実際に抑制的な意味はないというふうに言われていますが、実際に使う人がプランを立てても使わない人がいるから、その辺の指導をしたということですが、この境目というのはどういうことなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） ちょっと期間的なところはわからないのですが、審査会にかけて審査をするとき、要介護認定の方で認定をもらった方も、1年後とか半年後とか、見直しをすることがございまして、そのとき見直しするときにサービスを使っていない方がわかりますので、そういうときに次のときに指導して、申請等をしない。しないというと失礼なのですが、介護認定を受けるのは本当に介護サービスを使うときに申請してくださいというふうにこちらから指導している状況です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） でも、プランの作成をお願いする要支援等々について、利用しようという意図があるからこのプランの作成を、あるいはましてや今にしきの園と角田病院さんですか、あそこに包括支援センターができたということで、より窓口が広がったわけですから、そこを抑制するように狭めるのは、私はいかがなものかなと、こう考えているのですけれども、町長、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 実質的に現場でどういうふうに行っているのかというのはちょっと私つかんでいないのですが、総合事業へ移行するというのは、特に介護としてやるのではなく、一般の総合事業といいますか、今町で行っている筋トレとか、あるいは地域での健康増進というような形にそれを取り入れて、介護保険の対象としてはやっていかないということだろうと思います。国としてです。

玉村町について言えば、やはり居場所づくり、あるいは筋トレというのを今まで一生懸命やってきたことでありますので、むしろ特にデイサービス等ですることのほかに、国の方針に沿って居場所、あるいは公民館等を利用したところで今までにも増してやっていくことによって、健康寿命を延ばしていく、あるいは介護度を上げないようにしていくという方向としてやっているというふうに考えておりますので、介護度がどんどん上がっていったら困るわけですが、総合事業であったり、あるいは今までの玉村町の特徴を出してやることによって、住民の方が非常に不便をこうむるということは私はないのだろうというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

午後0時休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、認定第6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 宅地造成事業特別会計ですけれども、かつて人口増を図るために文化センター周辺に何としても宅地を開発しよう。200戸できるということで、私ども議会も賛成していたのですけれども、これが大幅な赤字だという宣伝を大分町長は選挙戦の中でされていたようですが、現在1億9,748万円の売り上げ収入があって、償還に充てたということで、全体のお金の流れは、総計金額は幾らかかって、幾ら償還が残っているのか、その辺についてお尋ねします。

それから、これは人口増に私は役に立つと思うのですけれども、町長はその辺についてどんな、今現在のお考えをお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 宅地造成についてなのですけれども、28年度については1億9,715万6,000円、住宅メーカーから入ってきたわけです。こちらについては全体契約額が9億8,577万9,000円であります。そのうちの契約保証金20%に相当する額、こちらが1億9,715万6,000円となります。それは28年度の話ですが、全体につきましては住宅メーカーから今の金額と、またもう一社、不動産業者とも契約しておりまして、そのお金も入ってきます。全体としての話ですけれども、24億5,722万7,600円からかかった全ての経費を引いた額が18億9,879万6,000円ということで、町負担としては約5億6,000万円というふうな見込みとなっております。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいま文化センター周辺の宅地造成で町から出す、かかるお金が5億6,000万円ということですが、220戸の住宅ができて、子供さんも含めて平均3名としても660人は人口がふえるということでありまして、新しい町がそこに誕生するということでもあります。

この世帯から当然税金としていろいろもらうわけがございますので、金銭的な面からすれば少し時間はかかりますけれども、町民税として入ってくるということではありますが、金銭だけでなしに新しい町ができ、そして子供さんもふえるということで、町の活性化という面からは貢献するものだというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） ちょっとお尋ねをしておきますが、既に一般に対して公募を開始していま

すか、住宅会社は。これは町が関与することではないというふうには私も思いませんが、どうでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 住宅の販売につきましては、第Ⅰ期分が文化センター通り線より東側、来年の3月引き渡しになっております。引き渡しと同時に住宅メーカーが販売、今営業等、パンフレット等はいろいろ作成している段階です。それが一つと、あと町内の不動産業者、不動産協会に第Ⅰ期分が14戸、Ⅰ期分とⅡ期分合わせて30戸なのですが、それは町内の不動産屋さんへ販売のほうをお手伝いしていただくという形になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） それは、順調にさばけるのが我々としても最も望むところでありますけれども、聞くところによると町内半分、町外半分と、こんな話。これは私が小耳に挟んだ話ですから、あくまでもまだまだ、本当に正式に公募をかけないというか、売買に至らない段階での話ですけども、仮に極端なことを言えば、全部町内の方が買ったのでは、つまり人口増にはならないし、マイナス面のほうが出てくる。それは、アパートがあいたり、住宅があいたりしてしまうわけですから、かといって町外に優先に売れと、こういう話は内々であれ何であれ、我々公的な立場にある者としてそれはできないものだと、こう思っていますが、せめて町外から多くの方が応募されることを望むところですけども、その辺についてはどうお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 今回契約した業者が県外の業者でして、大規模に住宅販売を行っている業者です。当然そちらのほうの宣伝効果というもので、町外または県外から購入されるという方も多いと思います。

また、その逆で、人口増加ということで目標を掲げていますが、当然町内の方も今度今民間のアパートに住んでいる方がそこへ家をつくったりとか、またせがれさんとかそういうのが、せっかく住宅、町がやっているのがあるのでということで、ではそこに住んだらどうかとかいう話で、当然町内も人もそこに移り住むことは十分考えられます。その辺のバランスについては何割というのは今のところわかりませんが、ある程度は人口増加にはつながるとは考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 最後の質問だと思いますが、何のときだったか、臨時会だか何かのときに、税務課がどなたかが、10年後にはいわゆる今回投資した分についてペイできるのだと、こんな話が

どなたかされたと思うのです。ですから、それはあくまでも全ての皆さんが町外から来られたと、こういうケースを想定してというふうに思うのですが、できるだけ町内の人にも、玉村町に今いい住宅地を求めようとしても買えないと、こういう方が結構いまして、そういった観点からも町内の方を排除する、それは適当ではないというふうに思っています。

それで、ついては1点だけ、公募の価格は言えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 済みません。正確な販売価格というのはちょっと承知はしていませんけれども、区画が全てで232戸あるのですけれども、そこをいろんな面積、多少200平米以下だったり、200平米以上だったりして、購入しやすい、よく言われるのが1,000万円を切るような金額ですね、土地の購入。200平米弱で。そういったところが人気があるので、いろんな区画をお客さんが選べるようになっているということです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） では、質問させていただきます。

1年半前の町長選のときに、住宅は大赤字だと。私は何かもっと大きな、5億6,000万円よりもっと大きな額赤字だと思ったのですが、それは別として、報告第4号で玉村町土地開発公社決算報告書というのが出ていますけれども、これは工業団地ですけれども、住宅団地についてはこういった形での報告を私は出したほうが、出すべきだと思うのですが、何か出ていないようなので、その辺はどうお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時42分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 区画整理事業で団地造成を行っているわけなのですが、その単年度における報告というのはこの特別会計で収入、住宅メーカーからお金が入ったら、それを起債の償還に充てるということで、その単年度ごとの報告ということでこちらに特別会計として計上しています。

また、それぞれの造成を行うための工事とか測量試験費、そういったものは一般会計のほうで支出しておりますので、別になります。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 会計の仕方ということだと思うのですが、一般の人からすると、やはりまとめて報告してもらったほうがいいというか、どれだけお金かかったのといったときに、説明ができるのではないかなと思うのですが。ちょっと質問が下手で申しわけないのですけれども、そういう方向で持っていくことはできないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 金融機関からお金を借りる意味もありまして、特別会計等が設置されていますけれども、全体事業としては、座談会のときもお話はしているのですけれども、手元にトータルの資料は、その予定事業のスタートの段階での事業はありますので、こちらについてはまた工事が単年度ごとにいきますといろいろ工事費とか増減していきます。ですから、あくまで今の時点では全体事業は予定になりますが、今までやったところまででしたら決算という形で正確な金額でお示しすることは、別な資料としてできると思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 文化センター周辺の住宅地造成の目的は何だったのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 場所がまず文化センターと中央小学校の前ということで、都市計画区域の中で市街化区域編入というのも同時に行っているのですが、私が聞いている目的では、やはり人口減少にも歯どめをかけるというふうな目的があると思います。

また、ここの区画整理区域は地区計画というのを市街化区域の中で設定していますので、良好な住宅団地、町並み形成という観点でも、玉村町の目立つというか、そういった良好な住宅団地というのを象徴できるという意味で、そこに町が介入してやっていると。そこを単に市街化区域にしますと、いろんな業者が入ってきて、いろんな住宅を建ててばらばらになってしまうということで、町が一括して造成を行うことによって、町並みが統一されるというふうな景観的な面での目的もあったと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇ 9 番（町田宗宏君） その文化センター周辺の宅地造成の第一の目的は、玉村町の人口をふやすことにあると思うのです。そうでないという人は多分いないのだと思うのだ。

そうすれば、ではふやすように施策を講じなければいけないと思うのだ。実際宅地を買う人、買う人が町外から来るように施策を講ずるべきだと思うのです。例えば町外から移り住んでくる人には、3年間町税は無料にしますとか、そういうことではないかと思う。あるいは、町外から来る人には価格を町内から移り住むよりも安くしますとか。それは、私は法律に触れないのだと思う。そういう施策を講じなければ、先ほど町長は1軒3人住むと660人ですか、それぐらい人口がふえるような見積もりを述べられましたけれども、町内の人、住んでいる人が、マンションなりなんなり住んでいる人が文化センター周辺の住宅に移り住めば、マンションの空き家がふえるだけです。あるいは、家が老朽化したので、新しいところに移りたいと、文化センターに移れば、空き家がふえるだけです。それは町にとって非常にぐあいの悪いことなのです。人口はふえない。空き家はふえると。だから、目的に沿って法律に触れない限り、売り方について業者とも調整をして、徹底的に人口がふえるように努力すべきであると思います。それについてはいかがですか、町長。

◇ 議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇ 町長（角田紘二君） 一つの案だと思いますので、検討させてもらいたいと思います。

◇ 議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇ 議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇ 議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇ 議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇ 議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、8会計に係る総括質疑を終了いたします。

◇

○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第17 報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第18 報告第8号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第17、報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定

されませんでした。

また、連結実質赤字比率につきましても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましても、過去3年間の平均値で算出するものでございまして、平成26年度から平成28年度までの平均値は前年度と比較し0.1ポイント下降し、3.6%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、この数値もクリアしております。

最後に、将来負担比率でございますが、平成29年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、9.6%となりました。前年度の数値は3.2%で、比較すると6.4ポイント上昇しましたが、この要因といたしましては基金残高の減少などによるものでございます。ただし、国で定めた早期健全化基準は35.0%となっておりますので、これをはるかに下回り、クリアしているところでございます。

今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第8号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、宅地造成事業特別会計においても資金の不足額はなく、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で日程第17、報告第7号及び日程第18、報告第8号の2件の報告を終了いたします。

次に、日程第17、報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原正人君登壇〕

◇総務課長（萩原正人君） それでは、監査委員の意見書の朗読をさせていただきます。

初めに、平成28年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され

ているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成29年7月18日から8月4日まで。

3、審査の結果。(1)、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見、①、実質赤字比率について。平成28年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されずとなり、早期健全化基準の14.04%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。平成28年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されずとなり、早期健全化基準の19.04%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。平成28年度の実質公債費比率は3.6%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。平成28年度の将来負担比率は9.6%となった。これは、昨年度に引き続き基金取り崩しによる充当可能基金の減少が要因である。なお、早期健全化基準は350%であり、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、公営企業会計の水道事業会計、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計です。いずれも1、審査の概要、2、審査の期間については割愛させていただきます。

初めに、水道事業会計経営健全化審査意見書。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億904万6,000円、流動負債5,469万7,000円、流動資産6億4,620万2,000円、剰余額5億9,150万5,000円、標準財政規模比8.4%である。したがって、資金不足比率は算定されずとなり、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億299万3,000円、歳出額13億1,510万5,000円、歳入額13億5,276万9,000円、剰余額3,766万4,000円、標準財政規模比0.5%である。したがって、資金不足比率は算定されずとなり、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

最後に、宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。宅地造成事業は、事業の規模ゼロ円で、歳出額1億9,748万円、歳入額1億9,748万円である。したがって、資金不足比率は算定されずとなり、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で監査委員の意見書の朗読を終わります。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第36号 平成28年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第19、議案第36号 平成28年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第36号 平成28年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成28年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は1億193万2,810円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じた2,257万189円を加えると、未処分利益剰余金の合計額は1億2,450万2,999円でございます。

内容については、別紙の剰余金処分計算書(案)のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金1億2,450万2,999円を企業債償還に充てるための減債積立金として8,193万2,810円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円それぞれに積み立て、資本金として2,257万189円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(高橋茂樹君) 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町無人ヘリコプター・病害虫防除協議会より約1,250万円の寄附の申し出がありましたので、当該寄附金を基金として積み立てさせていただき、農業振興の施策の経費に充てさせていただくため、玉村町農業振興基金条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 1点お聞きしたいと思います。

第4条のところ、この基金の使い道ということで書いてあると思うのですがけれども、これもう少し具体的な第1条に規定する経費に充てる場合に限り、ちょっと我々にはもう少し具体的なことを

言ってもらおうほうがわかりやすいので、一つ、二つ例を挙げながら、お願いしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらの条例につきましては、1番の第1条の目的で農業振興に資するということが出ております。その経費に充てる場合に限りという形になっておりまして、大変大きな枠で書いてあるという、そういうご指摘だと思いますけれども、条例上では一応そういう形にさせていただきまして、具体的には今考えておりますのは、やはりもともと水稻に関する資金でありますので、水稻、米麦を中心とした事業を中心に、なおかつ一番今町で話題になっておりますのは、やはり農業従事者の高齢化ですとか、いわゆる担い手不足というようなところだと思いますので、担い手の方々が米麦関係を中心に効率よく作業ができますように機械を導入するとか、そういったところに充当できればいいなというふうには思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） よく基金といいますと、果実をその年度に使うとか、または果実というか、もとは残しておいて、利子としてついた分だけを使うとか、そんなふうな利子の運用方法というのは考えられると思うのですけれども、そこら辺については果実を使うとか利子を使うとか、利子ではなくて、果実を使っていくような形で、そうすると徐々に1,250万円が減額していくと、そういうことになりますね。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらの2条のところで、基金として積み立てる額は寄附金と、それから基金の運用から生じる収益ということになります。こちらの運用から生じる収益というのが果実だと思いますけれども、その辺は余り期待はできない数字かなというふうに思っております。したがって、この約1,250万円は一定の目的である程度使い切るという方向になろうかと思いません。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） そうすると、9月補正でもはばたけ！ぐんまの担い手支援事業ですか、県単の事業の町負担分の補正もついていると思うのですけれども、そういった県の補助金に対して町の助成分、例えば10%というのがよくある数字だと思うのですけれども、そういったものの一部にこのお金を、今の担い手不足ですとか、そういう話がちょっと出て、ちょっと何かそういった助成含みの話もされたようなのですけれども、そういうふうな認識でよろしいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まさにそういった関係の国の事業、県の事業で機械を導入するといったケースが該当する方向かなというふうに思っておりますけれども、その中でもともと町としては補助をつけていますので、そこに充当したのでは基金の効果がないので、そこに少し上乗せできるような形を想定しております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。
9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この種の条例は過去にありますか。
◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 農業振興基金条例といったような名前のものはないと思います。産業何とか基金というのはあったかと思っておりますけれども、農業そのものの振興基金というのはなかったかと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 要するにある団体が事業をやってきたと。その任務を終わって、お金が余ったと。その余ったお金について条例をつくると、そういう例はあったら教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。
午後2時14分休憩

午後2時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査

することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第 2 1 議案第 3 8 号 玉村町税条例の一部改正について

○日程第 2 2 議案第 3 9 号 玉村町都市計画税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 2 1、議案第 3 8 号 玉村町税条例の一部改正についてと日程第 2 2、議案第 3 9 号 玉村町都市計画税条例の一部改正についての 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 1、議案第 3 8 号と日程第 2 2、議案第 3 9 号の 2 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 3 8 号 玉村町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 2 9 年 3 月 3 1 日付法律第 2 号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な概要ですが、1 点目は、町民税に関して控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備であり、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更するものです。

2 点目は、固定資産税に関して、わがまち特例の導入による改正によるもので、国の参酌基準を採用し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産は、課税標準を 2 分の 1、企業主導型保育事業に供する固定資産は課税標準を 5 年間 2 分の 1、緑地管理機構が設置、管理する一定の公開緑地の用に供する土地は、課税標準を 3 年間 3 分の 2 とするものです。

次に、議案第 3 9 号 玉村町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案につきましても、税条例の一部改正と同様に、地方税法の一部が改正されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部を改正するものです。

改正の主な概要は、税条例の一部改正における固定資産税に関するわがまち特例の追加に伴う改正を、都市計画税にも適用するための改正と、項ずれの修正となります。なお、特例の割合については、

固定資産税と同様の率を採用しています。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

日程第21、議案第38号 玉村町税条例の一部改正について、次に本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第39号 玉村町都市計画税条例の一部改正について、次に本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第23 議案第40号 玉村町手数料条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第40号 玉村町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第40号 玉村町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、鳥獣の飼養に関する登録票の交付、有効期間の更新または再交付の手数料を定めるものでございます。鳥獣を飼養する者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、県知事宛てに登録の届け出を行うことになっております。この事務につきましては、県から市町村へ権限移譲がされ、町が行う事務となっております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

○日程第25 議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)

○日程第26 議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第24、議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算(第2号)から日程第26、議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの3議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第41号から日程第26、議案第43号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長(角田紘二君) 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に9,933万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億222万7,000円とするとともに地方債の変更をするものでございます。

主な補正内容についてですが、まず総務費では、平成31年度に開催予定のばら制定都市会議に向けたつるバラ苗の植樹に係る経費の追加や、来月10月18日に東京銀座のぐんまちゃん家で開催予定の玉村町版サロン・ド・Gに必要な経費、上毛新聞社主催の若者定着支援プロジェクトへの協賛金、女性活躍推進等に伴う旧姓併記に係る基幹業務総合情報システム改修費等の追加のほか、修正申告等に伴う町税還付金や無人ヘリコプター・病虫害防除協議会解散に伴う清算金に係る寄附金の農業振興基金への積立金及び学校給食材料費精算に伴う学校給食事業基金への積立金の追加等でございます。

民生費では、来年4月からの国保広域化に伴う情報連携のためのシステム購入に係る国民健康保険特別会計への繰出金や、人間ドック利用者増に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金のほか、平成28年度の精算に伴う保育所運営委託や子ども・子育て支援給付に係る国、県返還金、後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金返還金等の追加でございます。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除事業としてイノシシのほか、ハクビシンや鹿被害にも対応するため委託内容の見直しを行うための経費の追加や、国庫事業である認定農業者等の経営改善を支援する農業用機械器具購入助成のための経営体育成支援事業が事業不採択となため、県単独事業であるはばたけ!ぐんまの担い手支援事業へ事業の振りかえを行うものでございます。

また、県との協議により農業振興地域整備計画を変更する必要性が生じたため、これに必要な経費を追加するほか、老朽化により傷みの激しい上之手地区農業用水路等の改修を行うための測量設計委託

料及び工事費の追加や、特用林産物・生産活力アップ事業としてシイタケの原木購入支援のため、補助金を追加するもの等でございます。

土木費では、当初予算で計上した中央小学校通学路調査事業について、職員対応にて事業化が見込めたため、これを減額し、町道2602号線歩道整備事業として、来年度以降の工事に向けて測量設計委託料及び不動産鑑定委託料を計上し、子供たちの通学路の安全確保を図っていくものでございます。

また、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区事業化推進調査業務委託として、スマートインター北側の約24ヘクタールについて、今後の土地利用を検討するため実態調査を行い、構想、計画の策定を行うほか、県道藤岡大胡線バイパス取り付け道路の調査業務委託、板井、根石公園のトイレ新設に向けた実施設計業務委託、文化センター周辺まちづくり事業に係る残土処理工事、販売促進のための防草対策費等を追加するものでございます。

教育費では、小中学校や幼稚園等の施設修繕に係る費用の追加等でございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、国、県支出金、寄附金、町債等のほか、主に前年度繰越金を予定しております。

なお、地方債の変更につきましては、臨時財政対策債発行額の確定によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,852万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,621万7,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、まず歳入の増額分として、平成30年度から開始予定の国保広域化の準備事業補助金として32万4,000円、一般会計繰入金について、国保広域化に伴う国保情報集約システム連携用パソコンの導入費用のため、事務費繰入金として196万円、繰越金について、平成28年度分の療養給付費等交付金の確定に伴う返還金分繰越金として1,146万7,000円、その他分として1,477万円を増額するものでございます。

次に、歳出ですが、国保広域化に伴う国保情報集約システム連携用パソコンの導入費用として196万円、額の確定により前期高齢者納付金を1万8,000円、平成28年度の療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金及び退職者医療交付金の確定に伴い、国庫負担金等償還金を2,654万3,000円増額するものでございます。

次に、議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,386万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入については事務費繰入金を8万円増額、後期高齢者医療広域連合からの

人間ドック助成金を40万円増額するものでございます。

歳出については、人間ドック検査費助成金を48万円増額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。



○日程第27 議案第44号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第28 議案第45号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第27、議案第44号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）と日程第28、議案第45号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第27、議案第44号と日程第28、議案第45号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第44号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算総額に歳入歳出それぞれ1,227万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,160万2,000円とするものでございます。

まず、歳出の主なものですが、介護保険事業における国庫負担金等の28年度精算による返還金が1,227万5,000円になります。

歳入につきましては、歳出での返還金額を前年度繰越金から用意するもので、28年度精算で追加交付のあった介護給付費支払基金交付金320万7,000円を含めて計上しております。

そのほかにつきましては、介護予防を行う地域支援事業費と一般介護予防事業費の予算の組み替えでございまして、事業への参加対象者の拡大を行うためのものでございます。

次に、議案第45号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,800万円を追加し、総額を14億4,300万円とするものでございます。

補正の主な理由は、歳入では決算の確定により前年度繰越金が増額したことや、事業費の増加に伴う起債予定額の変更などでございます。

歳出では、事業計画の見直し等により、建設改良費の増加が見込まれるため、予算措置の必要が生じたためでございます。

次に、金額につきましては、歳入では前年度繰越金を560万円、下水道事業債を9,240万円増額するものでございます。

歳出では、公共下水道建設費の工事請負費を7,250万円増額、特定環境保全公共下水道建設費の委託料を2,800万円増額し、工事請負費を250万円減額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第27、議案第44号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第45号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 29 議案第 46号 財産の取得について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 29、議案第 46号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 46号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、第 10分団の消防ポンプ自動車の更新を行うため、8月 1日に指名競争入札を執行した結果、2, 198万 3, 581円で高崎市矢中町 821番地、温井自動車工業株式会社から購入するものでございます。

現在の第 10分団の消防ポンプ自動車は、平成 7年 8月に購入して約 22年間使用しているため、更新計画に基づき今回更新を行うものです。

購入する消防ポンプ自動車は、救助資機材を搭載し、夜間の消火活動時にも安全に活動ができるように照明設備も搭載、また変速機もオートマチック仕様とした最新鋭の小型消防ポンプ自動車でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 10分団と言えば私の地域なのですけれども、私の地域であるかないかにかかわらず、更新をしていただけるということは大変ありがたい限りだと、こう思っておるところであります。

ただ、数年来、既に次は 10分団だという話は決まって、恐らく順番ですから、いたと思うのです。とすると、当初予算で提案してもよかったのではないかと。恐らく助成金等の関係があるのだろうとは思いますが、その点が 1つと。

それから、もう一つは、指名競争入札と言うけれども、本当に指名競争になっているのですか。この2点ちょっと。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、お答えいたします。

まず、最初のご質問ですが、当初予算にというお話でしたが、こちらのほうは当初予算のほうに計上させていただいて、今回入札が終わりまして、5,000万円以上の金額ですので、議会の皆さんの承認を得るということで今回のせらせていただいたということでございます。

済みません。失礼しました。金額は700万円でございます。

〔「違うよ」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 金井満隆君発言〕

◇会計管理者兼会計課長（金井満隆君） お答えいたします。

資料が手元にはないのですが、入札にはなっております。私の記憶の中では、指名させていただいた業者の方は4社だった記憶があります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 4社応札があったというのは本当なのか。だって、過去数年来、私が議会に出て以来、温井自動車工業以外の仲介でポンプ車を買ったという記憶はないのだけれども。どこどこが応札されたかわかりませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 金井満隆君発言〕

◇会計管理者兼会計課長（金井満隆君） 正確な資料がないので、後に報告という形でよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

[1 1 番 柳沢浩一君発言]

◇ 1 1 番 (柳沢浩一君) だって、まだ肝心なご答弁をいただいていない気がするのですが。何で会計側がわかって、こっちがわからない。

いずれにしても、応札したのは県内の業者でしょうか。あるいはポンプ自動車のメーカーというほとんど、このほかに 1 社あるかないかだと思うのですが、仲介をする業者というのはある意味ほかにあってあるはずだと思うのです。ですから、正当な競争入札をしっかりとやることが原価の低減、そして経費の節減ということになるのだと思うのですが、どうなのでしょう。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 会計管理者。

[会計管理者兼会計課長 金井満隆君発言]

◇ 会計管理者兼会計課長 (金井満隆君) 全て県内業者であります。

◇ 議長 (高橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (高橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」 の声あり]

◇ 議長 (高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

◇ 議長 (高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 休憩いたします。

午後 2 時 4 7 分休憩

午後 3 時再開

◇ 議長 (高橋茂樹君) 再開します。

◇ 議長 (高橋茂樹君) 先ほどの町田議員の質問に総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 先ほどの町田議員の質問にお答えします。

事業終了に伴う精算金をもとにした基金は過去にあったかということなのですが、確認しましたところ、平成14年に給食事業につきまして私会計から公会計になったときに、精算金としてそれをもとに学校給食事業基金というのを造成しました。これが1件あるだけです。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、柳沢議員の質問に会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 金井満隆君発言〕

◇会計管理者兼会計課長（金井満隆君） 先ほどの柳沢議員の質問の中で、何社の入札参加があったかということで、私4社とお答えしたのですが、正確には5社でありまして、この5社につきましては全て入札参加資格者である県内5社であります。

以上です。

◇

○日程第30 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第30、一般質問を行います。

今定例会には8名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成29年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 防災について 2. 利根川新橋について 3. 環境問題について	笠 原 則 孝
2	1. 利根川の洪水対策は十分か 2. 玉村町の文化財についてどう考えるか 3. 玉村町のふるさと納税の実績を問う	月 田 均
3	1. 玉村町の企業誘致推進策と現状について 2. 町の財政運営について 3. 「世代交流多目的施設」の現状について 4. 国民健康保険税の県広域化に伴う対応について 5. 平成30年度からの第7期介護保険料の改定について	齊 藤 嘉 和

順序	質 問 事 項	質 問 者
4	1. 防災訓練と防災体制について 2. 子どもの携帯電話・ゲームについて 3. 新橋建設促進化事業進捗状況について	三 友 美 恵 子
5	1. 今後の懸案事項について再度伺う	島 田 榮 一
6	1. 地域包括ケアシステムの現状と進捗状況について 2. 通学路の除草等環境整備の実情について 3. 教員の負担軽減の対策について 4. 共同墓地の必要性について	渡 邊 俊 彦
7	1. 勤労者センター返還後の受け皿は 2. 待機児童の現状と対策について 3. 国民健康保険税、介護保険料の負担軽減について 4. 「玉村町版生涯活躍のまち」の進捗状況は。	宇津木 治 宣
8	1. マイナンバー制度の活用を問う 2. 道の駅玉村宿エリアの構築を問う	石 内 國 雄

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、長らくお待たせしました。一般質問を行います。

傍聴席の皆さん、こんにちは。今月の26日は町議会議員選挙の告示日です。出場する議員の人も熱が入る質問をしたいと思います。そんな中で行います。

そしてまた、世界の情勢を見ますと、北朝鮮がミサイル発射や核兵器の実験を繰り返している現状ですが、我が国はなす手だてがありません。全て米国頼りのそんな中でございます。

それでは、そんなことの中から質問を行います。いつもながら、9月は防災月間ですので、特に玉村町も3日に行いました。玉村町は、河川が2つもあり、水防に関する質問をしていきたいと思えます。今からちょうど10日ほど早いですが、70年前、ちょうど9月15日、70年前の。きょうは9月の5日ということで、10日ほどちょっと前倒しになりましたが、ちょうど70年前の昭和22年9月15日にカスリーン台風が来て、甚大な被害をもたらしました。この台風の大雨による土砂災害や洪水、氾濫の死者1,100名、家屋の浸水30万3,160戸と、家屋の半倒壊が3,180戸

の大きな被害が発生しました。今や地球温暖化で1日600ミリ以上の大雨が九州北部で降り、同じような豪雨災害がどの地域でも起こる可能性が大であります。想定外のことが起こったり、1,000年に1度のことが起こり得る時代となってしまったが、このような災害、水害に対する町の対応及び考え方、防災のあり方を伺いたい。

次、第2問です。質問2番、利根川新橋についてです。今年度調査費452万円を計上して、6カ月経過しているが、その活動内容が一向に見えてこない。昨年12月、ちょうど1年前の12月5日とことしの6月にも質問しているが、能書きばかりで少しも進んでいないようだ。どうなっているのか、伺いたい。

次に、質問3、環境問題についてお聞きします。散歩して目にとまるのは、犬のふんと食品の食べ残しの放置であります。先進国の日本に生まれ、義務教育、高等教育、またその上の教育を受けてきたのに、いまだに公共施設や道路に放置してしまう人がいると。少数の人だと思うが、このように自分だけよければ、他人が見ていなければよいと思う人がまだまだいるようである。町では袋を配ったりしているが、もっと厳しく啓発運動したらどうか。あるいは、条例をつくるとか、このような人がいる限り、美しい町玉村町の定住は進まないと思うが、町はどのように思っているのか、その考え方を伺いたい。

以上でございます。以上、3問でございますので、よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、防災についてのご質問にお答えいたします。近年では、平成27年の関東・東北豪雨や本年7月の九州北部豪雨による局地化、激甚化した大雨による災害が相次いでおります。想定外のことが起こったり、豪雨災害がどの地域でも起こり得る時代となりましたが、このような災害及び水害に対する町の対応及び考え方についてお答えいたします。町では、玉村町第5次総合計画後期基本計画に基づき、防災対策の充実に向けた取り組みを行っております。施策の内容は、建築物の耐震化の推進、2、地域防災体制の強化、3、災害時の相互支援体制の充実であります。

まず、1、建築物の耐震化の推進については、小学校や保育所、幼稚園、文化センター、道の駅玉村宿などの公共施設を指定避難場所に設定しており、27カ所のうち25カ所が耐震化されております。また、民間建築物の耐震化等への支援事業として、都市建設課では昭和56年5月31日以前に建築の木造住宅耐震改修補助事業の支援や、今年度からは耐震シェルター等設置支援事業を行っております。

次に、地域防災体制の強化については、災害情報収集、伝達手段の整備や、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の充実、防災資機材と備蓄物資の充実を図っております。災害情報収集、伝達手段の整備については、災害が発生した場合、またはおそれがある場合、玉村町地域防災計画に

に基づき、気象情報や河川の状況など情報収集を行い、消防機関との連携を図ります。状況に応じて災害対策本部を立ち上げた後、必要に応じ高崎河川国道事務所へリエゾンの派遣要請や、県知事へ自衛隊の派遣要請など、関係機関に協力要請を行います。また、区長と連携し、自主防災組織による防災活動の取り組みを行い、減災対策に努めます。なお、町内の浸水予想範囲や避難所を示す洪水ハザードマップについては、水防法改正に伴う洪水浸水想定区域図の見直しにより、今年度更新する予定であります。

また、ことし8月から県内一斉でLアラートの運用を開始しました。Lアラートとは、地方公共団体から住民へ放送事業者等のメディアを通じて災害対策本部設置状況や避難情報、避難所情報などを伝えることを目的としています。テレビのデータ放送やウェブサイトや防災速報アプリ、緊急速報メールで災害情報を確認することができ、住民が災害時において迅速に避難情報の取得が可能となります。また、災害情報の伝達においては、消防団や職員による広報車と区長への連絡、玉村町お知らせメールサービスメルたまや報道機関等による周知も引き続き行います。

防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の充実については、ことしは新たに1地区で自主防災組織が設置され、現在町内25地区のうち23地区の設置に至りました。町では、関係機関の協力を得て、毎年計画しております玉村町地域防災訓練をことしも継続的に行い、住民に対する防災意識の高揚を図ってまいります。ことしは、玉村小学校での避難訓練を想定し、斎田地区と板井地区では地域防災訓練にあわせて集団避難訓練を行いました。徒歩で玉村小学校へ移動することで、避難経路や到達時間を実際に確認することができるため、大変重要であると考えます。

防災資機材と備蓄物資の充実については、防災倉庫を小学校区ごとに整備しております。また、自主防災組織育成事業では、防災消耗品などの資機材を、申請に応じて各地区に支給しております。

次に、3、災害時の相互支援体制の充実を図るため、友好交流都市との災害時応援協定のほか、民間事業所8社と災害時の物資の供給や飲料水の提供の協定を締結しております。また、災害時における応急復旧に関する協定を玉村町建設業組合、玉村町指定水道工事店協同組合の2団体のほか、4社と締結しております。

大災害が発生した場合、公的機関の活動には限界があるため、自主防災組織の育成充実や防災対策の取り組みが重要となっております。隣近所を含めた地域の方々の災害対応が大変重要であり、被害を最小限に抑えるためには自助、公助、共助がうまく連携することが重要だと言われています。

1,000年に1度の災害があつたとしても対応できるようになるためには、日ごろの訓練が重要と考えております。災害発生時において、県並びに他の防災関係機関と相互に緊密な連携の確保に努め、減災に向けた取り組みを行い、住民の安全安心に役立てていきたいと考えております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、利根川新橋についてのご質問にお答えします。今年度調査費432万円を計上しました新橋建設事業効果調査業務につきましては、6月議会で新橋建設における費用対効果の分析、調査を行う

予定であることをご報告させていただきましたが、去る8月2日に株式会社ニュージェック群馬事務所と319万3,560円で契約を締結し、現在第1回目の打ち合わせが終了し、業務を進めているところでございます。今後もコンサルタントのノウハウを最大限に活用し、新橋建設の早期実現につながるよう、鋭意業務を進めてまいります。

次に、環境問題についてのご質問にお答えいたします。犬のふんや食品の食べ残しが道路等の公共の場所に放置されてしまう状況については、非常に心苦しく思っております。犬のふんについて、飼い主の方へ犬の登録や狂犬病の予防注射のときに飼い主としてのルールを掲載した案内文と犬のふんを回収するための袋を渡しております。犬のふんやごみの放置については、放置されて困っている方がいることや、持ち帰って処理すること等を広報紙において啓発しております。また、宅地や農地に頻繁に放置をされてお困りの方へは、防止を呼びかける看板をお渡ししています。これらの対策は、以前から継続的に実施しておりますが、大切なことは一人一人のモラルや意識の向上と考えておりますので、今後も継続して取り組みを行い、人の迷惑とならないよう飼い主の意識向上に取り組んでいきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、自席より質問申し上げます。

先ほど読みました1,000年に1度までいかないが、70年前のカスリーン台風では、玉村町の利根川堤防が6カ所ぐらい切れたようです。そして、この水害は県内では玉村町から板倉町のほうまでであったようです。そんな中で、どのくらい利根川の水位が上昇したら警報を鳴らすのかと聞いてみたら、はっきり言って、正直な話、目安はやっていないです。私のほうが5メートルぐらい上がったら鳴るのですかと言ったら、ああ、そのようですねという、もう本当に情けない話なのですよ、聞いていて。正直な話。消防にいるから知らないけれども、ましてこれだけ水害がすごいということで、アメリカのあそこまでいかないけれども、正直な話、消防署にも水害がすごいのだといっても、ボートが1台あるだけで、こんなので本当に住民がなったときに救えるのですかということを考えてしまうわけです。

もう既に利根川が氾濫したらと。今まではしなかったのが、するのがこれが1,000年に1度のことがずっと縮まってしまって、今まで2,500年に1回ぐらいの相が出ているらしいのですね、4つぐらい。そんな中で、もうあとは下手すると30年以内ぐらいにすごいのが来るよと。装備もしていない。消防署、確かに。では、本当に水につかってしまって、玉村町の場合標高が60メートルから75メートルぐらいしかないのですよ、正直な話。一番高いところは、恐らく板井で、一番低い、水がたまるところが五料のほうではないかと思うのですけれども。そのときにどうして救えるのだと。ボートが1つない。ゴムボートの訓練用のボートが1個だけで救えるのですかねということが心配になってきて、ましてあのボートなんていうのはそんなにはしないし、その辺の備えが必要だし。では、

どこへ、今町長の話聞いてみたら、どこへ避難するのだと、正直な話。一番避難するのが楽なところであれば高架ですよ。国道354号高架、文化センターの。あれが一番高いですよ、正直な話。では、あそこにみんなが寄せたらどうなるかということで。

それで、水のこともいろいろあるけれども、いろんな人に聞いてみたら、今まで平たんでよかったけれども、国道354号バイパスが幾分か高くなってしまったから、今度あそこに水がたまってしまうのではないかと。だから、このようなことがあるから、これが想定外というやつなのです。まさかというので。今まではなかったと。だから、こういう対応とか、それとあと今まではそんなことがないから、前の町長のときも同報系入れたらどうかと言ったら、同報系入れなくも玉村町は6キロ、7キロだから、広報車で回れば何とか避難できるだろうという話だったのですけれども、もう九州北部のあれを見たら、とんでもない話で、広報車が回れないのです。広報車が回れなくて、町の住民にどう指示をしていけるかということなのです。では、同報系だといっても、あのすごい豪雨だと聞こえないですよ、何も。全然。だから、その辺の対応をこれからは考えて、町としてもいかなければならないのではないかとということで、確かにさっきのを聞いていますと、全てやることにお金がかかる。そうすると、経常収支比率が非常に高くなってしまうと。全てができるのではないけれども、やはり一番は住民の命と財産を守ることです、町としては。では、それをどのようにお金をかけないで、どのようにしていくか。その辺をちょっと従来のやり方でいったのでは難しいと思うので、誰でもいいけれども、わかっている人、お答えください。お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、本当に1,000年に1度の被害が起こった場合、また堤防等が決壊して大水が流れてきた場合には、本当にどこに避難するということもございます。先ほどの町長の答弁の中にもあったのですけれども、一番大事なのが自助です。まず、自分の身は自分で守る。これが非常に重要だと言われております。そのためには、各地区に自主防災組織、25地区のうち23地区できております。できておるのですが、年に大体10地区程度が避難訓練等やっているというだけでございます。ですので、理想は全地区が避難訓練等、地域防災訓練で町は1カ所やっていますけれども、各地区でやるという、これも重要だと考えておりますので、そちらもこの間消防の分団員の方、分団長集まった中で、分団長と区長さんが連携をして、必ず年に1度は自主防災組織の訓練を行うという方向でぜひお願いしたいということでお話させていただきました。ぜひその辺も町のほうもフォローさせていただいて、訓練をしていただく。これはかなり重要だと思っていますので、まず自助です。それで、共助、近所の方も必要でございますし、あと共助ということですが、先ほど議員さんが言ったように、なかなかお金がかかることとございます。また、ボートの話だと思うのですけれども、こちらのほうも昔の話を聞くと、五料地区では皆さんボートを軒先のほうにつるして、もし水が来たと

きはそれが出せるというふうになっているところがあったということも聞いておりますので、それも含めてボートを、例えば消防署のほうにもう少しふやす方向とか、またほかのところにもふやすとかいう方向も検討していく必要があるかと思えます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その辺をやはり考えて。

それと、あと改正水防法というのができたのですが、わかりますか。どんなことなのか。ちょっと説明のほうをお願いしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） こちらは、2年前の鬼怒川ですか、そちらのほうの水害があって、本当に想定外の水が出て、大きな被害が出たということで、それに基づいて国のほうで、今までは今ある洪水ハザードマップは200年とか100年に1度の洪水というふうに設定がされておりますが、1,000年に1度の洪水、雨が降ったときに洪水が起こった場合の対応をするということで、ハザードマップを作成するというので、今現在玉村町については烏川と利根川上流と、あと県が下之宮より北のところは利根川を管理しておりますので、その3つの地区が今ちょうど洪水の関係の資料を提供していただくことになっておりますので、それに基づいて今年度新しいハザードマップをつくりたいと予定しておるところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうしますと、ちょっと私わからないなりに調べただけでも、土壌雨量指数なんていう、その指数で何かあらかわすようなのですけれども、これは玉村町で言うと指数の中にあと表面雨量指数、これは山が恐らく持つということで。玉村町が該当するのが流域雨量指数ということで、何かハザードマップに色分けをしてつけると。既に実際にある程度上流のほうで雨が降ると、この間もどこか、東京都と埼玉県の清瀬川あたりで釣りをしていた人がいて、帰れなくなってしまって、中州で。へりに助けられて、1人が行方不明だと。もう急激にふえてくるらしいです。ですから、この辺が自分のところが降っていないのだから大丈夫だではなくて、やはりどうしてもうちの玉村町で言うと、利根川の上流である水上のほうとか、谷川のほうで降って、恐らくそれから何時間後にはもうこちらへ来ると。では、こっちが降らなかったら大丈夫かということでもないの、やはりその辺の実際に水位が上昇する以前の段階から確認できるように水害のタイムラインを設けるということなのですから、その辺玉村町は今やっているのですか、どうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） ご指摘のとおり、玉村町に雨が降ってやんだとしても、当然上流のほうから流れてくるという可能性がございます。ですので、例えば利根川の上流のほうに各地点で水量をはかっているところがございます。その辺の情報を県のほうからいただいたり、今はインターネットでも確認することができますので、その上流の様子を見ながら、すぐその後の予想等に生かして対応していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その辺が難しい言葉で言うと、何か線状降水帯というのと土砂災害警報はどのくらいでそれを出していただけるのか。それを今聞きましたら、県のほうで出すと。恐らく県のほうからではないと情報がとれないのではないかと思いますのですけれども。

だから、既にもう埋まったときには遅かったという場合もあるわけですよ、急激なふえ方で。それで、今現在利根川がどこが危ないと。正直な話、昭和22年のカスリーン台風のときに大体6カ所あるいは5カ所というところがあるけれども、ではどこが第一に切れたのだという、正直な話、福島橋の上の利根ハードの裏が1発切れているわけなのです。それから、今度は福島橋の下へ来て、幾らかあれからもう100メートルぐらい下がったところかなと言っていました。ちょっと見に行ったのですけれども、そこがいったと。やはりこれが平成何年ですか、の大水があつて、あれは18年ぐらいたったか。まだ玉村大橋がかからないでピアだけあつたころ、ピアの上まで行きましたね。あのときの水でもってちょうど福島橋の土手の下まで来ました。そこが一番低かったです。それから今度はどこへ行くかという、今度ちょうど南玉の昔の矢川のちょうど利根川から入るところで、反対側が食肉のちょっと下がったところということで、それから今度何か下之宮のところの渡しの辺と、それから五料の橋のちょっと上の、みんな全て調べたら、正直な話、これ上から見るとわかるのですけれども、利根川が蛇のように曲がっているのです。その曲がったところがやはりやられているわけなのです。

だから、その辺の強靱化、堤防の強靱化はやっているのかという、はっきり言ってこの間聞いてみたら、今からやるところだそうです。土手もよく見ますと、昔利根川が氾濫しまして、その砂が相当流れ込んだわけです。ほとんどが砂が今で言うと藤岡大胡線のちょうど東側になります。その辺に相当積んだと。その砂を片づけるのと一緒に、それで堤防をつくったと。ですから、堤防を幾らか掘ってみると、砂なのです。ですから、ちょっと今カスリーン台風ぐらいのが来て、ちょっと長く降られたら、砂ですから、もう本当にさあっとしみ込んでいってしまう。大変なことなのです。ですから、これ何か土木のほうの人にも聞いてみたら、今からこれから鬼怒川がああなってしまったので、こちらやらなくてはならない。早急にやりますと。そういう危険なところに我々玉村町の住民は住んでいるのだということを肝に銘じて、常々の生活をしていかないと、いざというときの構えがなくなる

と思うのです。

だから、その辺のやはり先ほど言った自助、共助、それに公助。だから、その辺をこの間も言っていましたけれども、やっぱり自分でできるものは自分でやるように。そして、一番いいのが、私は来たときにどこへ逃げたらいいのだと。よくみんなほかを見ていると体育館、ほかのところになった場合、体育館でみんな避難していますけれども、現に、正直な話、玉村町の小学校、中学校の体育館で大丈夫なのかと。中には、私のうちのほうが高いよといううちもあるので、その辺の避難するところも、ブロック別に分けて色で出していただけて、それで配ってもらえばいいのではないかと思うのですけれども、課長、いかがなものですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） おっしゃるとおり、各地区細かくやればいいのですけれども、全体的な中で避難通路とか避難場所とか、多分表示させていただくのですけれども、なるだけ細かく盛り込めるように、今後検討していきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 次は、これは新橋建設についてお伺いします。

今話を聞いていますと、コンサルタントに話しているのだと、町長のほうから話を伺ったのですけれども、コンサルタントに話していると。できればもう30年の4月にはもう日赤が開院予定なのですよ、正直な話。今コンサルタントに話して、それでいろんなものをやっても、それよりも早く何でもいいから強く要望して、玉村町に橋がなければどうしようもないのだ。これからの玉村町の鶴舞う形の心臓部が栄えなくなってしまうとか言って、県なり国に行っちゃんじゃん陳情しないで、そんなコンサルタントに頼まないで、自助でやらなければだめでしょう、こんなの。一向に進んでいないのですよ、私が去年の12月にやっても、また6月やって。では、本来だったら、高崎市と前橋市と議会同士で議員同士で話をしたい。一個もなっていない。こんなもの進むわけない、こんなことやっていけば。コンサルタントなんていうのはお金をもらえばいいのだから、はっきり言って。お金をもらって、こうです、ああですと書くだけでもって、自分たちはどうでもいいのだから。やはりそこはそんな何でも他人頼みにしないで、自分たちで動いてよ、役場の中で。本当に。こんな今まで言うけれども、関越自動車道が通って、それから北関東自動車道が通って、ましてそれで玉村町にインターができて、北関東自動車道だってすぐ近いのです。こんないいところ、日本中どこへ行っても、私が日本中車でかけずり回っているけれども、ないですよ。どこへ行くといい。東京都に出なくてもいい。新潟県へ行く。北陸へ行く。全部都内を通らないで行けますよ。それから、大阪府のほうへ行く、阪神のほうまで行く。全然要らないです、はっきり言って。それで、災害も来ない。比較的少ない。こういうところで売り込む。何でかといったら、東京都のあれを売り込む。一時は、舛添さんが

やっているところは、予定では高崎市の今度は物産館やるところの上、4階、5階、うちが持つから備品を備えてくれ。それから、さっきも誰かが言っていましたけれども、いろいろソフトのコンピューターの関係をそこへ入れてくれというようなどころまで行ったのだけれども、あの人が潰れてしまったから、また白紙になってしまっ。だけれども、そこがだめならば、玉村町もできているのだから、やはりそういうところをうまく生かしていかないと。

悪いけれども、町長も余り町長室にいないで、東京都のほうへ行って、トップセールスで、じゃんじゃんとして金を取ってくることを考えないと、正直な話。ただいて、人口が減ってしまうと。これはどこでも減ってしまいます。はっきり言って。減ってしまうよ、減ってしまうよと言って、言っているだけではだめで、やっぱり行動に移さなければ。既に平野君が行っているのだから、1週間とか月に1回とは言えないけれども、そのくらい。どうしたらいい、これからはと。いろんなほかの市町村も来ているだろうと。そこでどういう発想をしたらいいか。それをやらないと、本当にだめ。正直な話、私も今度あれするけれども、もう玉村町再生でいかに浮き上がらない。あの輝いていた玉村町はどこへ行ったと、10年前の。みんな住んでいる人が、いや、玉村町はこれは4万人を超えてしまうと。放っておいたら市だよと言っている人が十何年前にはいたと思うのです。それが今はもう名前を出しては悪いのだけれども、伊香保のほうの下にある町に負けてしまっていると。こんな状態ではしようがないので、やはりその辺を考えてもらって、やはり仙台市が栄えた。仙台杜のまち。これはやっぱり広瀬川にかけた橋です。あの橋をかけないことには。

だから、玉村町も橋があれば、こんなでかい1級河川が2つもあるのだから。これはどこに出ていくといっても、正直な話、大水が来て、うわっとなったら、孤島になってしまいますよ、引けるまでは。その辺やっぱり橋を考えて、もう橋には全力を尽くして、正直な話、県会議員にも言っているのだけれども、らちが明かない、はっきり言って。県会議員に話したのでは。そんなので、やっぱり言わないと、知事は知事で、私は玉村町だけにかけるわけにいかないと言っているらしいのですけれども。俺だって東毛のほうへかけるのだと。だけれども、東毛のほうへかけるあそこの橋は700メートルありますよ、川幅が。玉村町はわずか板井のところで200メートル。そんなわけなので、やはりこれ私も何回も何回もやっているの、もう嫌になってしまったので、できれば町長に言ったのですけれども、高崎市の市会議員と我々玉村町の議員と前橋市の議員を集めて、それで協議会をやって、それで国土交通省に殴り込もうではないかぐらいの根性を持ってやってもらわないと大変なのですけれども。いかがなものでしょうか、町長どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） いろいろお説を伺いましたけれども、なかなか玉村町の考えと、それから県、国の考えと必ずしも一致しているわけではないので、その辺をいかに理解していただくかということではありますが、ただ今回の調査費をつけて、それで何もやらないということではなしに、私も私なり

にいろいろ動いておりますし、ほかの方へもいろんな働きかけでこの協力を願っておるわけでありまして、その辺はご理解をいただければと思っております。

日赤ができたり、あるいは道の駅の活用ができておると。そして、いろんな今国道354号の道路事情等々、非常に新しく流れておるわけでごさいます、その辺をいかに皆さんに理解していただくかということが大切であろうと思っております。地元の人たちにも、この橋ができたためにどういうふうな利点があり、そして皆さんの利便性が高くなるのかというような点で、実際の数字であらわしたり、あるいは文章として陳情したり、あるいは地元でもそういう雰囲気盛り上げるということで、今回の調査費をコンサルタントに対していろんな調査を行いたいということでありまして、笠原議員の熱意は非常によくわかるのでありますが、もう少し私どもの動きも見守っていただければというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それだけ町長が理解してくれていいのだけれども、やはり最初に今地元の理解と言いましたけれども、地元の理解と熱意、やはりこれいろいろ聞いてみて、道路を買い上げなければだめですよ、あそこの300メートル。何回も言っているようだけれども。そして、やはりあそこに旗を立てるなり、玉村町はやる気なのだ。

前は道路を買いもしないで、何がくっつけてくれ。前橋市はちゃんと利根川の端まで行っているのだと言われたのですよ、前橋市の議員に。正直な話。だから、今の市長が、前橋市の市長がどこまで、この間来て、花火でも言ってくれたけれども、本気になってやってくれるのかという気があるのなら、やはり状態が議員同士で話を持つとか、そのようにしてもらいたいのです。ただコンサルタントに言っているのではなくて。高崎市、玉村町、それに前橋市の議員を集めて、東部方面の。どうだ、こういう話が出ているのだけれども、皆さん、協力してくれるかと。やはりそういう場ぐらい、俺は持ってもらいたいのだけれどもね、やはりその辺を。そして、やはり玉村町はやる気があるのだということで、道路、あそこは買収しなければ。大泉町なんかもうそっくり、土手のところからやりますよ、旗を立てて。対岸ははっきり言って埼玉県ですよ。違うのですよ、県が。それなのにやると言っているのです。玉村町の場合なんか、わずか200メートル。同じ群馬県。それでできないなんというのは、これはやる気がないのではないかなと、県も。と思っているのだけれども、正直な話。では、玉村町がそんなに立派になってしまうのが嫌なのかなと思うこともあるし、正直な話。玉村町ばかりそんなに橋をかけられないと言ったというから。そんなことはないのだ。人口がこっちは東毛とわけが違うのだから。それなりにそういうことを言っていかないと、ただ単に弱腰に言っていたのではだめなので。

今後、町としても本当に人口が減ってしまう。町の価値は下がる。これではしようがないから、ましてあそこにさっき言ったとおり、日赤というあんなすごいところができるのだから。それはやっぱ

りそれを利用しない手もないし、やはりそこを通過するのは高崎市だって利用するのだから、そういうのを絡めてやってくれと。私はそう思うのですけれども、そこに都市建設課長がうなずいているから、ちょっと伺いましょう。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えしたいと思います。

まず、この与六分前橋線の延伸ですが、昭和63年に都市計画決定されて、前橋市の朝倉玉村線、やはり25メートルの幅員で都市計画決定、同時期にされています。それからしばらくたって、平成10年過ぎたときから事業化に向けて南部連絡協議会ということで町も積極的に県のほうに陳情、要望活動を毎年続けてきたわけです。要望の内容というのは近年変わっていますが、県道昇格、市町村またがっておりますので、まずは県道昇格をしていただくということの要望です。橋については、データの的には40億円ぐらいかかる話ですので、やはり町でということは難しいと思っております。

先ほどの質問の中に、川までぎりぎりのところまで行けないかというところも、やる気という点がありました。当時は行きどまり道路については補助事業の採択がだめだということと言われたのを昔記憶しております。また、橋の高さによって用地買収幅が変わるといってもありますので、一旦今の状態でとまっているわけです。千代田町の例もありますが、千代田町も20年近く要望を続けて、館林土木事務所管内になりますが、熊谷市、埼玉県と一体となって要望してきております。群馬県のはばたけ群馬・県土整備プランというのがあります。これに乗っかりますと、県道という扱いになりますので、県が千代田町の場合は34年までに着手するということで予定しておりますので、町の仕事としてはここに乗せるということまでたどり着きたいと思っております。

ことし初めて調査費をいただいたわけですが、これで先ほど笠原議員さんが国のほうとかといろいろありましたが、まずはそれへ行く前に今の根拠資料というのですか、今回委託して費用対効果なりとか、いろんな県民にとって有効な橋になるであろうということの説明ですね、そういったものをそろえてからというふうに考えております。また、先日の伊勢崎市の懇談会でも町の重要課題として意見テーマとして計上、町長のほうからされましたけれども、土木部長のコメントとしては、前橋市、玉村町、県、それから役割分担等でいろいろ検討していきたいということのコメントをいただいておりますので、まずは今年度調査をしっかりと、それからどのように動いていくかというのをよく考えて、順番を間違えないようにして対応していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうなのです。何しろ県道に格上げしないとできないということなので、県道に格上げすれば、もうすんなりでもないのだけれども、これはやらざるを得ないと、県道ですから。町道ではないから。それなので、やはりその道路をずっと新町のほうまで行く計画書は、新町のJR

の駅まで、玉村町は駅がないのだから、JRの。つなげる。当初はしようがないから、利根川を先にかけてくれということで、これはもう本当に50年計画ぐらいのことを書いて。玉村町の利根川の橋については、もう10年という長いから、8年ぐらいでやってくれないかというような情報を全部書いてもらって、それから後は町長がここにいるけれども、医療のことで正直な話、今すぐ救急車。玉村町消防署だって1日に何回救急車が出るかわからないと思う。交通事故以外です。だから、その辺で対応するにも、今行くとなると、正直な話、伊勢崎市民病院がほとんど。あそこまでどんなに速くサイレン鳴らしても25分かかってしまうのです。だけれども、ここからどのくらいというと、大体17分ぐらいで行ってしまいますね、大体はかってみたら。だから、その辺をやっぱり強調してもらって、あとは高崎市のをかりて、岩鼻の地区だとか、あっちがあるのだから。その辺をかりて、あとはできればそれに藤岡市を巻き込んでしまってやっていただきたいというふうに考えていますので、ぜひこの辺はもう私に二度と質問させないように、ひとつ過程がわかるように、ここまで進んだのだというのが。ぜひその辺でひとつよろしくお願いします。

時間もあと15分切ったので、次は環境問題について質問いたします。非常に散歩していて皆さんわかるのですが、私も国道354号の端、朝歩いていくのです。そうすると石川議員にも行き会うけれども、そんなわけで、そうすると案内図のところに犬のうんちが落ちているのです。自転車で行く高校生なんかそれをタイヤで踏んでしまったり、何でこんなことをするのだろうと思うのだけれども、やっぱり言っているとおり。これ何遍も、私もこれは2回目かな、質問が。一向に直っていない。先ほど立て看板を役場のほうでやるのだと、生活環境安全課で。立て看板の下にしてあるのですよ。これは挑戦ですよ、もう完全に。あるうちのほうの団地の人にも、自分ちの芝生にされたということなのです。何とかしてくれと。何とかしてくれといっても、犬のうんちの犯人捜しのために警察官を置くわけにいかないし。では、どうすればいいのだと。やはりモラルがないのです、正直な話。

いろいろ調べていったら、これ条例もできるのですね。福島県というところは非常によくこの条例をやっている、昔からやっているのは会津若松市なのです。会津若松市の場合は人口が12万3,000人、犬の登録が4,500頭、非常に大変だったと。そういうことで、平成12年の10月にしたと、条例で。これ罰則が2万円以下の罰金なのです。非常にすごいこれをつけて。そうでないと、美しいまちにならないと。

それなので、玉村町もやっぱりある程度やっていって、一回ここで出してもらいたい。できないのだったら罰金。そして、どうなるか。人間、金を取られるのが一番嫌だから。口で言っても、そんなものは流れてしまうけれども。その辺をやっぱりやっついていかないと、これから定住化して、この間も誰か言ったけれども、定住化して玉村町の人口をふやすのだといっても、だめだよ、道路の端を歩いてみたら、あんな1メートル以上の草が生えているところなんか行けるかと言っている人も、玉村町以外でいるのですよ、正直な話。やはりやるからには、道路をきれいにして、1メートル以上の草が歩道と車道の上に生えていないように、まして通学路あたりに。そのくらいやらないと、何だ言って

もだめではないか、この町はなんていうと、だんだん、だんだんいなくなってしまうと、それこそ工業団地も来なくなってしまうですよ、正直な話。だから、そんなところがあるから、その辺をしっかりと見守ってやっていかないと、何だ、こんなことではしょうがないと。

だから、今玉村町は犬の登録がどのくらいあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） たしか2, 500から3, 000ぐらいだったと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それは、やっぱりふえているのですか。今ペットブームでどうのこうのになっているのですけれども、こここのところ二、三年の間には。いかがなものですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 年に2回、春と秋に狂犬病予防の注射をやっていますけれども、そちらのほうも数がやっぱりふえているというふうに私は感じています。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） ふえているから、中にはただブームでもって飼って、尻の始末が満足にできないという人がいるだろうが、今までは正直な話、玉村町はいろんなことを見てきて、舗装率は九十何%とすごいのです。だから、よそだったら草が生えているから、その中にされればわからないのですけれども、玉村町の場合は舗装で来てしまっているから、すぐ農業水路だとか。だから、ぼちっとされてしまうと物すごく目立つのです。だから、そういう中で雑草なんかきれいにしているのだから、やはり犬を飼う人にはきれいにやってもらわないとどうしようもないので、その辺を何回、何回言っても直らないので、これ以上直らないと。

あと食品のポイ捨て。正直な話、あそこの中央小学校の下が高架になっているでしょう。高架のところがあそこでちょうどトンネルみたいになっている中に、まあ、近くのスーパーの食べ残しのものがいっぱいあったり、ちょうどこういうのが多いので、この辺を何とかいい方法できれいになるものはないかと。やはりこれをやっていかないと、これから230戸売り出すのに、何だいと。まず近くで。その辺の町として広報車でも回しながらでも、その辺を強く言っていかなないと、ちょっと大変ではないかと思うのだけれども。これでみんなに周知してもらって、人それぞれが。

正直な話、人が見ているときはみんなあれなのです。袋を持って袋の中へ入れていく。人がいるときはちゃんとうんちさせているのだね。一番困るのが、リールを持っている人だということです。リールでぎゅうっと長くなってしまって、犬がうんちをしているのに引っ張ってきってしまうと。だから、

とんとん、とんとん。その辺がやっぱりなんというか、自分ちの庭になればいいというふうな感じで、非常に自分勝手な人が多過ぎると。そういう人には余り、ペットを飼ってもペットがかわいそうだと思うのだ、恐らく。病気になれば捨てられてしまうのではないかと思うようなので、どうしたらいいか、いい案があればいいのだけれども、やっぱり最終的には条例で罰金でもいただきますか。どう考えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 確かに犬のふんで困っているという相談も結構うちの課のほうに来て、看板をお渡しすることも結構ございます。

ちょっと私がこの間調べた中では、県内でふんを片づける条例というのが15市町あるそうでございます。特にすぐ隣の伊勢崎市には条例が制定されているそうでございます。平成24年の4月1日からですので、約5年ぐらいになると思うのですけれども、こちらのほうが過料3万円ということで、一応罰則があるということでございます。担当のほうに聞いたところ、約5年たっているのですけれども、実際はそれで罰則された方はいるかと聞いたのですけれども、実際はどなたもいないということでございます。それはなぜかというお話を聞いたら、やはりふんをしたのが誰の犬かというのがなかなか特定ができないということがございまして、その辺がちょっとかなり難しいということで、実際はなかなか罰則までいかないということだと思います。しかし、広報とかいろいろうちのほうでも毎掲載させていただいているのですけれども、そういうのが地道なことですけれども、ずっと啓蒙活動をして、特に飼っている方にその辺のモラルを持っていただいて、ぜひ犬のふんを片づけていただけるように、もう少し活動していけたらなと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 伊勢崎市は罰則といっても誰もいなかったと。確かにそれはそれでGメンを回して犯人捜しをしているわけではないのだから、ないと思いますけれども、今度は広報紙なんか非常に犬のふんが多過ぎると、これ以上ふんが多いようであれば、罰則等も考慮に入れなければなりませんとか書いておいてくれれば、お金をもらうのが目的ではないから、はっきり言っておくけれども、きれいにしてもらうのが目的だから、みんなが出る行動は。その辺をちょっと明記して、注意させないと、やってもやっても変わらないようなのです。県立女子大学の裏のあそこへ行っても大分あるし。どうしたのかな、これはと思うのだけれども。昔も確かあったけれども、昔以上にあるような気がするのですよ、ここのところ。だから、その辺のもし広報なんかを書くのであれば、もうこれ以上注意したり、いろいろ啓発活動してもとまらないようだったら、皆さんが悪いわけではないけれども、そういう不徳な人が少数いるのであれば、罰則をいただくようになりますからぐらいなことを書いて、ちょっとおどかすということはないのだけれども、その辺を書いてやったらいいのではないか

と思うのですけれども。課長、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 確かにそういうお話が出てくるかと思います。しかし、なかなかそういう広報にそういうちょっとストレートに書くのはなかなか難しいかと思しますので、何かいい方法とか文面とかがあれば、また啓蒙活動にもっとなるような文章で広報に載せたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうですね。ちょうど時間も6分残となりましたので、この辺で私のは打ち切りといたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。再開は4時10分に再開します。

午後3時55分休憩

午後4時10分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 玉村町議会会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ延長します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、1番月田均議員の発言を許します。

〔1番 月田 均君登壇〕

◇1番（月田 均君） 議席番号1番、月田均です。議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

大分時間もたちまして、私も疲れてきたという感じがするのですが、あと1時間、頑張って一般質問していきます。

8月に入りまして、突然の臨時会、次に8月9日、子ども議会がありました。私は、子ども議会というから、NHKの子ども電話相談室、ああいう感じかなと思ってテレビ画面を見ていたのですけれども、そうでなくて、小学生から中学生16人、なかなか立派な質問というか、議長もうまいし、びっくりしたところなのですけれども、私なんかの時代と時代が違うのかなという感じがしたのですが、早く私は生まれてよかったなど。ああいう人と競争したら歯が立たないのではないかという感じがしました。

そこで、質問を聞いて非常にそつがなくやっていたということは事実なのですが、そういうことで

はなくて、私が感心したのは、非常に純粋に玉村町をよくしたいなど。そのためにこういう質問があるのだけれどもなという感じでしていました。野球で言えば、今野球はスライダーとかカットボールとか、ああいう変化が多いのですが、そうではなくて、回転のいいぐるっと手元に伸びてくるボール、そういうボールをど真ん中に投げて、打てるなら打ってみろという、そんな感じのボールだったと思います。役場の課長さんは何とかフェールで逃げていたかなと、そんな感じで私は受けたのですけれども。その辺の小中学生のことを参考にしながら一般質問してみます。

まず、先ほどもありましたけれども、カスリーン台風から70年です。歴史資料館では企画展が行われています。70年前の水害の写真を見て、やはり水害の恐ろしさというのを感じたわけなのですが、ところでことしの3月24日、伊勢崎土木事務所主催で利根川の河川改修計画の説明会が文化センター小ホールでありました。内容は、利根川の氾濫を防ぐため川の左岸を広げようとするものでした。今までの対策というのは、利根川の右岸、下之宮とか南玉とか、こちら側です。それを補強するというものでしたが、今回は左側を、左岸を削り取るという案でした。聞いて、なるほど、こういう考えがあるのかなと、一応感心というか、納得したわけです。

ところで、1つ心配なことがありました。それは、工事が伊勢玉大橋周辺まで、福島橋からその周辺までということで、そこから先のほうは改修計画に入っていないのです。小泉五料の辺までなのですが、改修計画に入っていませんでした。この区域は川幅が広がって、洪水の歴史はないようですが、以前は土手の内側というのは石と砂とススキぐらいだったと覚えています。ところが、今行ってみますと、川の中に大きな木が生えていて、何か森があるような感じになっています。さらに、川底が上がっているのではないかという、そういう感じもするのですが、それによってせきとめられた水があふれてきて、小泉とかあの辺に水があふれて洪水になる危険性があるというふうに今感じがするわけです。あと、そう指摘する人もいるのですが、この対策をどうに考えているか、お聞きします。

続いて、第2の質問、玉村町の文化財について。子ども議会のとときに古墳及び文化財についての質問が出ていました。質問者は小学校6年生、玉村町にはいろいろな文化財がありますが、これらの文化財をもっと多くの人に知ってもらう手だてはありませんかというものでした。日々の生活に追われて、文化財の大切さとかすばらしさというのをつい忘れがちな我々なのですが、そういう大人の頭をこつんとたたかれたという感じがしたわけです。

ところで、町長、町政に取り組んでから1年半、玉村町の文化財に触れることもふえたと思います。玉村町の文化財についてどのような感想を持ったか、お聞きします。

続いて、第3の質問、玉村町ふるさと納税の実態についてです。平成28年度のふるさと納税は、群馬県全体で32億円の黒字であったと聞きました。玉村町のふるさと納税は、平成27年までは順調に推移してきたと思いますが、ことしの結果はどのようにになりましたか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、利根川の洪水対策は十分かの質問についてお答えします。利根川につきましては、その場所によって管轄が国と県に分かれており、ご質問の五料橋周辺につきましては国の管轄区域となります。関東地方整備局利根川上流河川事務所に確認したところ、河川内の土砂の堆積や樹木の繁茂は洪水時の阻害となることから、平成27年度に五料橋の左岸上流において樹木の一部伐採を行い、本年度は五料橋付近の樹木について、民間の公募による樹木の伐採を行う予定であるとのことでした。また、土砂の堆積についても、砂利採取業者に砂利採取許可を行うことにより、五料橋下流における堆積箇所の土砂の撤去を行っているとの回答でございました。

次に、玉村町の文化財についてどう考えるかについてお答えいたします。玉村町には、国、県、町合わせて現在31件の指定文化財がございます。私も玉村八幡宮や早春の三大祭りなどに直接触れたり、歴史資料館に立ち寄ったりすることで、玉村町の文化財に対して興味深いものを感じることが多々ありました。これら先人が築き上げた歴史ある貴重な文化財を後世に引き継ぐことは、我々の大きな責務であると実感しているところです。

現在進められている第5次玉村町総合計画でも、これからのまちづくりとして文化財、歴史遺産、地域資源を生かした玉村らしいまちづくりがうたわれています。まちづくりは、それぞれの地域をよく知ることから始まること。そして、それぞれの地域には、それぞれの特徴が文化や伝統として脈々と受け継がれていることを痛感しているところであり、今後も十分にこれらのことを踏まえつつ、町政運営に生かしていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の実績についてのご質問にお答えします。月田議員のおっしゃるとおり、過日の新聞報道によると、平成28年度決算における県全体のふるさと納税による寄附受入額から、平成29年度の個人住民税の減収額を差し引いた額は約32億円の黒字ということであります。一方、当町における平成28年度決算のふるさと納税による寄附受入額については1,897万円となっており、平成29年度の個人住民税の減収額1,638万円を差し引くと259万円の黒字となりました。

町では、より多くの方々から玉村町を応援していただけるよう、昨年度の年度途中でインターネットサイトふるさとチョイスに加え、さとふるを追加したところです。今年度は、より魅力的な返礼品を用意すべく、事業者募集説明会を開き、より多くの方々に玉村町を知ってもらい、寄附をしていただけるよう取り組んでいるところであります。現在新たな返礼品を用意すべく事業者と交渉中ではありますが、寄附が多く集まる年末に向け、返礼品を拡大していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、利根川の洪水対策について伺います。

27年度、木を切ったと、また今後切る予定だという話なのですが、私が見る限り何か木を切ったような感じは全くないのです。というと、それだけ木が生い茂ってきたなというところなのです。私もほかの地域どうかなということで下流のほうまで調べてきました。本当は、自転車で行って見たかったですけれども、余り行くと帰りが自信がないので、車にしたのですけれども。まず一番最初は、上武大学の裏です。そこを見ました。次に、坂東大橋の上、そこから下って長沼町のところです。最後がしまむらということで見たのですけれども、ではどこが一番多かったかということ、やはり利根川の五料橋の上が一番多いのです。やはりあそこら辺から急に川が広がっていて、木が生えやすかったのかなという感じが特にしたのですけれども、私も昔の記憶がはっきりわかっていなかったのですけれども、昔の写真を調べたのです。そうすると、玉村町町制50周年記念誌というのがありまして、それが昭和28年のときの五料橋のつり橋ができたときの写真がありました。あとは、昭和46年のコンクリートの橋ができて、つり橋が半分ぐらい壊れている、その写真が載っているのですけれども、余りよくわからないのですけれども、やっぱりでかい木はなかったなというところなのです。今から私20代のころですね。五料橋を渡っていて木が見えてきたので、この木がでかくなったら困るのだけれどもなど思っていたのが、今から三、四十年前なのです。今はもうあれでしょう。五料橋の欄干の高さぐらいまで木が来ているということです。だから、あと40年たったらどうなるのかなということで、これは国土交通省のほうに頼むしかないと思うのですけれども、向こうの意思ではなくて、玉村町のほうから地道に依頼してもらう必要があるかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めに、東部スポーツ広場から少し南へ行ったところまでが伊勢崎土木事務所の管理に、県管理になります。今回のお話が、その直轄の部分で関東地方整備局の利根川上流河川事務所です。その出先として八斗島出張所というところで管理しておりまして、問い合わせしてこの回答書を答弁書につくらせてもらったのですが、あと過去に切った経緯なのですが、地元の要望があつて、やはり2年前も切ったという経緯ですので、今回も町としてはそういったことで、できるだけ大きくなり過ぎた木は伐採してもらうような要望として伝えることしかできないのかなと思います。伊勢崎土木事務所のほうでは、木については堤防の近くに生えてくると、やはり堤防に影響を及ぼす危険があるということをおっしゃっていました。また、逆に川の中のほうにあるものを、では切らないのかという話は、やはり自然を生かすという観点もあるとのことなのです。川の機能としては当然何も無いほうが水がどんどん流れますからいいと思います。私もこの場所に行ってみましたが、確かにサイクリングロードから見ると川が見えないような状態で、雑木や草木が物すごく生い茂っておりますので、今までそこまで水が来ていなかったというので、余計にそのようになったのだと思います。ですから、河川管理

は土木事務所と国になりますけれども、町としては状況を見て、要望なり問いかけなりをしていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

ところで、ここに玉村町制60周年記念というので、「災害と玉村町」という本が出ているのですが、この中にカスリーン台風の記録がありました。当時の記録を五料では、キャサリン台風の記録としてまとめてあると。あと、飯倉では、平成20年に聞き取り調査を行ったというのが書いてありました。立派なことだと私は思ったのですが、実はその台風、カスリーン台風というのは、私の住んでいる下之宮にもありました。私が聞いた話では、私の祖父が消防団をやっている、消防団というか、当時もう57ぐらいだから、消防団員だったかどうかわからないのですが、要するに南玉の土手が切れたというのを見て、自転車で一生懸命走ってきて、蔵にお米があったから、それをすぐに蔵の上へ上げろというので、息子が3人いたので、それを全部上げた、大騒ぎで上げた。そこまでやって、あとはうちに牛とヤギがいて、牛がいるのだというので、裏のちょっと高いところの竹やぶに牛を連れていった。ただ、ヤギは蔵の前のちょっと低いところにいたもので、助けに行けなくて、ヤギは死んでしまったという話は聞きました。子供ながらにお米がぬれなくてよかったなということと、ヤギが死んでかわいそうだなということが記憶にあるのです。よく玉村町では誰も死んだ人がいなかったというけれども、結構聞いてみると家畜は死んでいるような感じなのです。だから、やはり危険なことがあったのかなというふうな感じがするのです。

ちょっと余談ですが、そのヤギが死んでしまって、すぐヤギが買えなかったみたいです。何年かたって、私が生まれたときにヤギを買って、私の母はおっばいが出にくかったので、ヤギのおっばいを飲んででかくなって、ヤギ臭い赤ん坊だとか言われたらしいのですが、そういったことで昔は家畜というのは家族みたいなものだから、そういったものがやっぱりなくなっているということが事実だったのかなと思いました。

あと、ほかの地域でもいろんな話が出ていると思うのです。カスリーン台風70周年を契機に、五料と飯倉だけではなくて、南玉のほうでもいっぱい何かあったらしいので、そういった記録をまとめておくと、将来の役に立つし、また文化財としても私はいいのかなと思うのですが、その辺生涯学習課長のご意見をちょっと聞きたいのですが、

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 月田議員さんのご指摘のとおり、カスリーン台風のときは大分被害があったということがあります。

これらの災害が風化してしまうことを防ぐために、各地域で記憶の掘り起こしを行うことは大変重

要なことと考えております。今までも行政や地区、個人によってそういうものがまとめられているということがあるわけなのですが、行政でできることも限られているということがあります。そのきっかけづくりとして、今お話がありました歴史資料館では、今回カスリーン台風の被害から70年の節目の年ということで、現在「災害と玉村町」ということで、玉村町の災害の歴史を振り返り、行政だけでなく、住民の皆さんの防災意識を高めていただくための展示を行っているということがあります。

また、この企画展の関連事業としまして、9月10日の日曜日午後1時半からなのですが、文化センター小ホールにおきまして企画展記念講演会「災害と語り継ぎ」を開催します。当日は、カスリーン台風を題材にしまして、地区の住民の協力のもと、防災絵本、紙芝居「つたえたい五料のおはなし」を作成された群馬大学教育学部、田中教授のお話、また天明3年の浅間の噴火について、群馬県埋蔵文化財調査事業団の関主任調査研究員のお話等もいただく予定になっております。これらのことをきっかけにして、やはり地域の方々の努力によってそういう記憶、記録が残るような形をとっていただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 私も頑張りますけれども、町のほうも何か一つアクションをとっていただきたいと思えます。

あともう一つ、実は生活環境安全課長にお聞きしたいのですが、ハザードマップというのが平成22年ぐらいに出て、見ているのですが、このハザードマップを見ると、非常に危険な場所というのが五料とか川井というのは確かに色が濃いのですが、もっと濃いのが玉村町にありまして、上福島なんか真っ青なので、あの辺になったらどうするのかなど。それこそ。それで、私は過去にどんな水害があったかということと、あと対策についてお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 月田議員ご指摘のとおり、ハザードマップを見ますと、上陽地区の上福島を中心に老人福祉センターとか北部公園のところが一番青くて、一番深くなるというような図面になっております。

こちらのほうをちょっと私のほうで聞いたところによりますと、この想定自体が利根川が200年に1度、烏川が100年に1度ということで、それでハザードマップを作成しているということでございます。特に上陽地区につきましては、上に当然利根川がありますので、そちらの利根川のところで想定する雨量になった場合に、溢水というのですか、あふれたり、越水になって、その水が基本的には流れてくると。いろんなところ、その途中でもやっぱりあふれた水が合わさってこちらに来て、低いところに来るというふうに聞いております。特に支川ですか、例えば藤川なんかだと思っております。

けれども、藤川なんかのところに支川の手前のところ、こういうところに水がたまりやすいということで、やはりそれでここが多くの水がたまるという予想になっていると思います。

それと、ちょっと高低差を調べてみたら、高崎伊勢崎線です。そちらの道路が玉村町福島橋の北にあるのですけれども、そちらのところからその北です。100メートル、200メートルのところ、200メートルぐらいですね、ここは低くなっているところなのですが、こちらのほうが数メートル高度が低いという話を聞いております。やはり数メートル低いということですので、水ですから低いところへたまりますので、やはりそういう影響でそのところに水がたまる傾向があるのだというふうに聞いております。

それと、対策というお話なのですけれども、最初に質問いただいた笠原議員のところでもお話ししたのですけれども、特に自助です。ご自分の命はご自分で守る。これが特に大災害のときには一番必要になってくると思います。その辺で事前に自主防災組織を使って訓練をしていただくということが本当に重要かと思えます。避難所まで例えば歩いていただいて、その経験をしていただくというのがこの間の防災訓練でもあったのですけれども、非常に重要だと考えております。なかなか体験してみないとわからないことが幾つもあると思いますので、その辺をPRしたり、うちのほうで手助けさせていただいて、訓練をしていただいて、防災に努めていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。

では、続いて2番目の質問、玉村町の文化財ということでちょっとお聞きします。文化財が31件あるという話だったのですが、私は見たけれども、15件ぐらいがわかるかなという程度でした。勉強不足なのですが。子供のときから知っているのは、梨ノ木山と軍配山ぐらいなもので、皆さんも同じかなと思うのですけれども。ところで、文化財31件あるのですけれども、その次にあるものもあると思うのです、重要なものが。その辺はどんなものがあるか、もし回答できるならお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 今お話しのとおり、国、県、町合わせて指定文化財31件ということであります。地域に残されている貴重な文化財というのは、このほかにもたくさんあるということは承知しております。これらの貴重な文化財は、地域の皆さんによって守られて、誇りと愛着を持ってもらうことにつながっているかと考えております。

町教育委員会としましても、文化財の調査研究を進めて、新たな文化財指定を検討しております。また、地域での取り組みに対しても支援をしていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願

いできればと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。

ところで、1つ聞きたいのですけれども、私は下之宮なのですけれども、下之宮の欠塚の広幹道のカルバートをくぐって北へ30メートルぐらい行ったところに古そうな道しるべ、道標があるのです。子供のときはその横を通って利根川に泳ぎに行ったという記憶があるのですが、今横にごみステーションが置かれて、寂しそうに立っているということでした。よく見たら、大正2年に下之宮青年会建立と書いてあるのです。石の東側には4つの、四角な石なのですけれども、東が火雷神社、北側には桐生、南側には小泉、沼之上、本庄2里、西側は玉村1里、新町1里半、高崎が何とか何とか半と記載されているということです。その道標から半里、2キロほど南です。飯倉にも同様なものがありました。飯倉の四つ角というか、ちょっと変わった交差点のところなのですが、電柱に針金で倒れないように縛ってあったのですけれども、やはり寂しそうにしていたというところですか。北側には大正と書いてありました。南側に小泉、下之宮、だから回転させたのかどうかもしれないです。南側が小泉、下之宮、玉村伊勢崎道と記載されていました。こういうものの私は歴史的価値はわからないのですけれども、こういうものは大切にすることはいいことだと思うのですが、価値的に見たときにどんなものなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） なかなか難しいのですけれども、石像物はたくさんあります。その1つとして道しるべ、道標等があるかと思っております。玉村町におきましては、他市町村に比べまして古い道標は正直少なく、明治時代のものはやはり天皇の即位式、ご成婚記念等の公室の祝い事の記念として建てられて、それらは青年団等が建てたというようなことで、今月田議員さんのお話のとおりであります。

玉村町で最も古い道標につきましては、これは文政9年、1826年のもので、現在歴史資料館入り口に移されておりまして、もとは上茂木の二軒茶屋の三差路の北側にあったものということで、それらについてはこちらのほうでお預かりさせて、皆さんに見ていただくような形をとらせていただいております。決して指定にならないから希少ではないというものではなく、やはり地域で大切に継承していただくと非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 地域で継承というのも大事なわけけれども、やっぱり放っておくとなくなっ

てしまうのではないかなという感じがするので、何とか区長さんもいるし、長寿会もあるのだし、そういったところに町のほうから何かアクションをとるといことは考えられるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） なかなか個々に当たるといのは非常に難しいということがありますので、先ほどもお話ししたのですけれども、地域での取り組みに対して町教育委員会文化財としても支援を惜しまない形で考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） わかりました。

では、3 番目の質問です。ふるさと納税について。私は、順調というか、ふえているかなと思っていたのですが、結果的にはもうことしは赤字ということなのですね。それを対応するためにいろんなアクションをとろうということがわかりました。

ところで、私このふるさと納税というのを調べていくうちに、ちょっと疑問を持ったことがあるのです。それはなぜかという、私は当然町に町税を納めています。それは納める理由というのは、町からいろいろサービス、行政サービスを受けるから払う。では、私が違うところにふるさと納税したら、玉村町にお金を払わないで、サービスだけもらうということですね。これは非常にただ取りと言ったらなんだけれども、決していいことではないと思います。これはどっちもどっちだという意見もあるけれども、この辺は町長、どんなふうに感じますか。違うところに納税されてしまうということに関して。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ふるさと納税に対するいろんな考え方があると思うのですが、今おっしゃるように、純粹にふるさとに自分でご自分のふるさとに何か役立ってほしいという意味から、少し外れて返礼品に対する期待とかというものが大変多くなってきて、現在あるように思っております。そういうようなことで、地域といいますか、各行政の考え方というのが大切だろうと思うのですけれども、やはり返礼の品の内容とか、あるいは割合とか、非常にいろんな行政によって考え方に違いがあるということも事実でありますし、このふるさと納税をされる住民の方の考え方もいろいろある状況の中で、現在のふるさと納税が行われているということであろうと思っています。私自身はやはり本来のふるさと納税の意義、ご自分のふるさと、あるいは何か特別な純粹な気持ちでご寄附をしたいということに返るのが一番いいのではないかなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。

実は、私の家でこういうことがあったのです。うちの息子夫婦がうちへ帰ってきまして、玉村町には住んでいないのですけれども。ふるさと納税で100億円に満たない市町村で10億円以上来るところもあれば、もうなくなって困っているところもあるのだよという話をちょっと私したのです。そうしたら、私に嫁が、「あれ、私ふるさと納税して、炊飯器もらっちゃった」と言うのです。「生活に役に立ったのですけれども、まずかったのですか」と聞かれたので、私もまずいとは言えないけれども、よくはないなという話はしたのです。よく考えると、うちの嫁が幾ら税金払ったか知らないけれども、炊飯器が5万円とすれば、10万円納税して、5割返ってくるところへ納税すれば、炊飯器が来るということになると、うちの嫁は本来日本の国に10万円納税するべきものを5万円しか払っていないということになる。これは、わかりやすく言えば脱税ですね。と言われても仕方がない。私はそう思った。ばかやろうとは言えないけれども、うちの息子の稼ぎが悪いからばかやろうと言えなかったのだけれども、困ったねと言ったのですけれどもね。よく考えると非常に不思議なというか、おかしな話ですね。本来日本国に10万円払うべきものが5万円しか払っていないとすれば、その5万円は日本国が損している。となれば、このふるさと納税というのはやっぱり非常に問題が多いなど。問題いっぱい抱えている納税であると私は思うのです。このふるさと納税がなぜ起きたかという、多分大震災のころではないですかね、ふるさとに。東北の人が東京に出てきて、税金をとということで。それは非常に結構。ただ、返礼品がなければよかった。返礼品があるから、こうおかしくなったと思うのです。こういったものはいつまでも続けているとやはり。1つ、税務課長に聞きたいのだけれども、納税で一番大事なことというのは何ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 公正公平な課税と徴収だと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） これは、私が30年ぐらい前かな、何かの本で読んだ。ああ、公平公正だということです。この納税、ふるさと納税というのは、この原則に反している。ということは、一番大原則の納税という税制を根本から崩す危険性があると私は思う。

だから、きょう来たら、実はこういうものが私のファイルに、ロッカーに入っていた。ふるさと納税カタログというので、まして玉村町が載っているんで、びっくりしたのですけれども、222あるうちの、関東か何か知らないけれども、要するに玉村町もこれが載っているということで。載っているのはいいも悪いもないのですけれども、こういうものを余りやると、うちの嫁はたしか10万円払うのを5万円で済んだと。よかったかもしれない。あとは、ふるさと納税でつくった人はよかったかもしれない。日本全体とすれば、私は決していいことではないし、私なんかはっきり言って、これが

どんどんあれば、町に税金を払いたくなくなってしまおうし、ではよそへ入れるかなんていう話になる。そうすると、国がおかしくなると私は思うのですが、こういったものに関しては町長にお聞きしたのですけれども、町長とかの会議のときにそういう話は出ないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 特に議題として出たことはありませんけれども、いろいろな各首長さんの考え方というのはそれぞれに表明されておると思います。30%以内の返礼に抑えているところもあれば、旅館の宿泊代とか、あるいは電気製品とか、いろんな対応をしているところもありまして、やはりそれぞれの行政の考え方というものによっておると思います。

特に総務省の見解等が出まして、この問題に関して自粛といいますか、本来の考え方に戻るといようなこともありますけれども、出てもそのまままだ通しているところもありますし、やはりその自治体の考えによっておると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そういう国から出ていますかね、指示が。

ただ、病人のお見舞いの場合には、確かに3割とか5割お返しをもらうのです。でも、税金は違うのではないかと。大体半分ぐらいもらったり、3割ぐらいもらったりしますけれども。くれない人もいるけれども。病人のお見舞いと税金を同じにされたのでは困るのだなと私は思う。それは、私だけではなくて、はっきり言って、玉村町もそういうことで赤字になってきたということで、これを続けては大変な話だということもあるのです。町として何だということはないのですが、やはり皆さん、こういう税制に関して真剣に討議するということは必要だと思いますけれども、副町長、どんな感じがしますか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） ご指名でございますので、お答えいたします。

このふるさと納税の制度につきましては、賛否両論かというふうに認識しております。人によっては、総務省のヒット政策であるというようなことを言う方もいます。一方で、今月田議員がおっしゃっていたように、やはり制度上問題があるというふうに考えている人もいます。私としましては、大都市に税財源が集中している内容を地方のほうで税金をぜひ配分してほしいという声の中で出てきた制度ですので、今行われている制度の中で玉村町としても頑張って黒字に持っていくというのは大事かと思っていますけれども、やはり先ほど齋藤課長も答えていましたとおり、税財源につきましては公平公正あるいは持続的な、安定的な財源として制度化してもらおうというのが大事ですので、そういった観点からはこのふるさと納税の制度はやや問題があるなというふうに個人的には思っ

ております。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） 町の考えはよくわかりました。

ただ、私一住民の気持ちとすれば、とっととやめてほしいというふうに思います。私は、議員でなくて、住民としての考えです。もしお金が足りなければ、地方交付税交付金を地方に配ればいいのだから。そういった考えもどんどんあっていいと私は感じているだけです。

以上です。質問はこれで終わります。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日 9 月 6 日水曜日は午前 9 時まで議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 5 1 分散会